

高槻赤十字病院 臨床研修プログラム

【高槻赤十字病院 臨床研修プログラムより抜粋】

目 次

1. プログラムの名称	1
2. 病院理念・基本方針	1
(1) 病院理念	1
(2) 基本方針	1
3. 研修理念・研修基本方針	1
(1) 研修理念	1
(2) 研修基本方針	1
4. プログラムの目標と特色	1
(1) 臨床研修の目標	1
A 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）	2
B 医師として必要な資質・能力	2
C 基本的診療業務	2
(2) プログラムの特色	2
5. プログラムの管理運営体制	3
(1) 研修管理委員会	3
(2) 研修運営委員会	4
(3) 教育研修推進室	4
(4) 連携体制	4
(5) 評価システム	5
(6) 臨床研修の手引きについて	5
(7) 相談窓口	5
(8) 研修環境	5
6. プログラムの概要	6
(1) 研修診療科と期間	6
(2) 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設	7
(3) 研修内容について	8
7. 研修医が遵守すること	10
(1) 救命救急外来・病棟・一般外来・手術室・当直勤務における実務規程	10

(2) 研修医が単独で行ってよい処置・処方基準	12
(3) 医療安全管理とインシデントレポート	16
(4) 感染管理と針刺し・切創事故への対応	17
8. 研修指導体制	18
(1) プログラム責任者	18
(2) 臨床研修指導医	18
(3) 臨床研修指導者	19
(4) 研修実施責任者	19
9. 到達目標の達成度評価	19
(1) 達成度評価までの手順	20
(2) 研修医評価票	20
(3) その他の評価	22
(4) 研修進捗の確認	23
10. プログラム修了の評価	24
(1) プログラム修了条件	24
(2) 臨床研修の未修了	25
11. 中断と再開	25
(1) 研修プログラムの中断	25
(2) 中断の手順と報告	25
(3) 臨床研修の再開	25
12. 研修記録の保管	26
13. 研修修了者の追跡確認	26
14. 研修医の処遇	26
(1) 研修医の処遇に関する事項	26
(2) 研修医の募集・採用方法	28
指導医名簿	30
指導者名簿	31
研修資料	32
ヘルシンキ宣言 人間を対象とする医学研究の倫理的原則	33

リスボン宣言 患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言	36
評価票関係（研修医が評価を行うもの）	41
1. 診療科及び指導医に関するアンケート（診療科・指導医）	42
2. 診療科及び指導医に関するアンケート（指導者）	43
3. 診療科及び指導医に関するアンケート（研修プログラム全般）	44
4. 360度評価 自己評価シート	45
評価票関係（研修医が評価を受けるもの）	46
1. 臨床研修の目標の達成度判定票	47
2. 患者さんからの評価	48
3. 360度評価	49
例規類集	51
高槻赤十字病院 臨床研修規程	52
高槻赤十字病院研修管理委員会規程	60
高槻赤十字病院研修運営委員会規程	62
高槻赤十字病院 プログラム責任者・臨床研修指導医・指導者 資格規定	63
高槻赤十字病院 初期臨床研修医 実務規程	65
高槻赤十字病院において、研修医が単独で行って良い処置・処方基準	67
高槻赤十字病院臨床研修医の時間外勤務等に関する規程	72
高槻赤十字病院 初期研修公募規程	74
高槻赤十字病院医学教育シミュレータ使用規程	75

【高槻赤十字病院 臨床研修プログラムより抜粋】

1. プログラムの名称

高槻赤十字病院臨床研修プログラム

2. 病院理念・基本方針

(1) 病院理念

私たちは人道・博愛の赤十字精神に基づき、高度で安全な医療を提供し、地域の人々が誇りにする病院となるよう努めます。

(2) 基本方針

- ア 患者さんの人権と意思を尊重し、患者さん中心の医療をおこないます。
- イ 一人ひとりの患者さんを全職員が支援する、チーム医療をおこないます。
- ウ 患者さんのホームドクターと緊密に連携し、地域で完結する医療をおこないます。
- エ 常に向上心と研究心を持ち、最高最善の医療が実現できるように努めます。
- オ 健全な病院経営と地域に貢献できる医療従事者の育成に努めます。
- カ 災害救護活動をはじめとする赤十字に課せられた使命を果たします。

3. 研修理念・研修基本方針

(1) 研修理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず医学、医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリケアの基本的な診断能力（態度、技能、知識）を身につける。

(2) 研修基本方針

- ア 患者・家族の価値観や考えを尊重し、患者にとって最善の医療を行う。
- イ 多職種による協働の重要性を理解し、チーム医療に積極的に参加する。
- ウ 医療人としての社会的役割を理解し、地域医療連携に貢献する。
- エ 専門医となる素地として、プライマリケアに必要な基本的知識・技術を習得する。
- オ 最新の知識・技術を習得するために、常に研鑽する姿勢を自らのものとする。

4. プログラムの目標と特色

(1) 臨床研修の目標

医師としての基盤形成の段階にある研修医が、「人道と奉仕」の赤十字精神にのっとり、医療提供者としての責任を自覚し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）およびその使命の遂行に必要な資質・能力を身につけ、基本的な診療業務ができることを目的としている。

A 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

- ① 社会的使命を自覚し、公正な医療の提供と公衆衛生の向上に努める。
- ② 患者の利益を最優先し、その価値観や自己決定権を尊重する。
- ③ 患者・家族の感情や価値観に配慮し、敬意と思いやりをもって接する。
- ④ 自らの言動や医療内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B 医師として必要な資質・能力

- ① 診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。生命倫理、患者のプライバシーと守秘義務、利益相反の管理と透明性の確保に努める。
- ② 最新かつ正確な医学知識をもとに、科学的根拠に基づく問題対応能力を養う。臨床推論、患者の意向や生活の質および保健・福祉に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 診療技術を磨き、患者の苦痛や意向に配慮した患者ケアを行う。最適な治療を安全に実施し、その内容と根拠に関して適切かつ速やかに診療録に記載する。
- ④ 患者の心理や社会的背景を踏まえて、患者・家族と良好な関係を築くためのコミュニケーション能力を獲得する。身だしなみや礼儀正しい態度、患者や家族のニーズに合ったわかり易い説明の技術を習得する。
- ⑤ チーム医療の目的と各メンバーの役割を理解し、情報を共有して連携を図る。
- ⑥ 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全にも配慮する。医療事故等（針刺しなど含む）の予防と事後の対応を行う。
- ⑦ 医療のもつ社会的側面の重要性を理解し、地域社会に貢献する。保険医療、地域包括ケアシステム、予防医学や災害医療について理解し、実践する。
- ⑧ 医学・医療における科学的手法を理解し、積極的に学術活動を行う。
- ⑨ 生涯にわたり自律的な研鑽を行う。医療の質向上のために常に省察し、同僚と研鑽しつつ後進の指導にも育成にも携わる。

C 基本的診療業務

- ① 一般外来診療 頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論を構築し、診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療を行う。
- ② 入院患者診療 急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域医療に配慮した退院調整を行う。
- ③ 救急初期対応 緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携を取る。
- ④ 地域医療 地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できるようにする。

(2) プログラムの特色

高槻赤十字病院は、大阪府北部の北摂地域に位置し、病床数 335 床の基幹病院である。基本的疾患については、総て経験することができるが、特に内科系は総て当院で経験することができ

るため、1年目は必修科目の全ての内科系診療科をローテーションする。また1年目の残りは外科と麻酔科（救急部門）の研修を行う。2年目は、当院での救急科研修（2次救急）を経験した後に、大阪医科薬科大学病院の救急医療部にて3次救急を経験することにて、より質の高いプライマリケア技術を習得できるようにしている。また、産婦人科は大阪医科薬科大学病院、精神科は新阿武山病院で専門的な研修が受けられるように準備している。地域医療研修においては、近隣のクリニック等での研修により、病診連携について深く学ぶことができるほか、鹿児島県徳之島に位置する宮上病院でへき地医療についても学べる機会を用意している。その他にも赤十字グループメリットとして、院内外の災害訓練に参加することで災害医療を学ぶ機会があるほか、赤十字血液センターで血液製剤の供給体制や安全確保についても学ぶことができる。また、当院では、同じ敷地内に本館とは別の緩和ケア病棟を設置しており、選択科目で緩和ケア科を十分に経験することもできる。

5. プログラムの管理運営体制

院長、副院長、看護部長、プログラム責任者、臨床研修協力病院及び協力施設の各研修実施責任者、事務部門の責任者、外部委員等で高槻赤十字病院研修管理委員会を構成し、臨床研修の管理・運営及び研修に必要な事項を審議する。

また、研修プログラムの内容は年度ごとに、高槻赤十字病院の研修管理委員会及び下部組織である研修運営委員会で審議する。

その他、教育研修推進室を設置し、臨床研修協力病院・協力施設、指導医・指導者及び研修医と連絡調整を緊密にし、研修プログラムの適切な運用にあたる。

（1） 研修管理委員会

ア 役割、業務

医師臨床研修の目的達成と研修内容および研修環境の充実を図り、臨床研修プログラム及び研修医の管理、評価等を行うことを目的として、別に定める規程に基づき、高槻赤十字病院研修管理委員会を設置する。詳細は高槻赤十字病院研修管理委員会規程による。

当委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ① 研修プログラムおよび研修管理システムの統括管理、評価、改善に関すること。
- ② 研修医の教育、研究、診療等の全体的な管理に関すること。
- ③ 研修医の受入れ、採用、評価、処遇に関すること。
- ④ 研修医の臨床研修状況とその評価・認定に関すること。
- ⑤ 協力型臨床研修病院・臨床研修協力施設との業務の調整、意見交換に関すること。
- ⑥ その他臨床研修に関すること。

イ 構成員

病院幹部職員、プログラム責任者、各診療科部長（または代行者）、外部委員（臨床研修協力病院・施設担当者及び有識者等）、コメディカル部門代表者、研修医学年代表等をもって構成する。

ウ その他

研修管理委員会（病院群）を年に3回以上開催する。

(2) 研修運営委員会

ア 役割、業務

研修管理委員会の下部組織として、臨床研修プログラム作成方針の決定・見直し、各研修プログラム間の相互調整や内容と運用の自己評価を行い、プログラム全体的な管理に関することを審議する。研修現場からの意見を聴取して検討し、研修管理委員会へ提案する。

イ 構成員

臨床研修指導医等の中から、臨床研修に関心の高い医師・看護師・コメディカルの職員を院長が選任する。

ウ その他

研修運営委員会は原則毎月第2水曜日に開催する。

(3) 教育研修推進室

教育研修推進室は、日本赤十字社医療施設処務規程準則第9章第9条の2に基づき設置する。

ア 役割、業務

教育研修推進室は、研修医の採用や評価を含む臨床研修プログラムの運用や、その改定の素案作成などを行い、プログラム責任者や指導医および研修管理委員会に報告・提示する。また、プログラム責任者の行う研修プログラムの企画立案、調整、実施管理並びに研修医の研修状況の把握および評価、助言、指導に関する審議・助言を行い、その実施を補佐する。

オンライン臨床研修評価システム（以下「EPOC2」）等の管理、また必要に応じて指導医・指導者や、臨床研修協力病院・施設のシステム入力補佐・代行を行う。

イ 室員

教育研修推進室員は、教育に対して深い情熱と関心を有する職員の中から、病院長が任命する。

教育研修推進室員の医師は、厚生労働省所定の指導医講習会およびプログラム責任者講習会等所定の講習を受講していることが望ましい。

ウ その他

教育研修推進室の事務局は研修課に設置する。

(4) 連携体制

以下の臨床研修協力施設を持つ。臨床研修協力施設での研修は2年目の5月頃から実施する。

1年目の秋頃に研修医の希望調査、連携施設間と調整を行う。

ア 産婦人科研修（必修）

① 大阪医科薬科大学病院

イ 救急科（3次救急）研修（必修）

① 大阪医科薬科大学病院

ウ 精神科研修（必修）

① 特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院

エ 地域医療研修

- ① 医療法人南溟会 宮上病院（鹿児島県大島郡徳之島町）
- ② 宮田診療所（大阪府高槻市）
- ③ 坂中内科クリニック
- ④ 津久田医院
- ⑤ おおぎたに内科・胃腸内科
- ⑥ いなだ訪問クリニック
- ⑦ たにがわクリニック

オ 保健・医療行政の研修

- ① 高槻市保健所
- ② 大阪府茨木保健所
- ③ 大阪府赤十字血液センター

カ 外部研修（選択科目）

- ① 公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院（神経内科）
- ② 大阪医科薬科大学病院（産婦人科・救急科・小児科）

(5) 評価システム

EPOC2 を使用し評価を行う。病歴要約については紙媒体で管理する。経験すべき項目のうち EPOC2 内に記載ができないものについては別途定める用紙に記録する。

(6) 臨床研修の手引きについて

研修医が研修するに当たり必要な規定、書類について記載する。

(7) 相談窓口

研修医の相談については、教育研修推進室及び産業保健スタッフが窓口となり、相談内容によっては適切な担当部門へとつなげる。

ア 研修に関すること

教育研修推進室事務局（研修課）連絡先：kensyu@takatsuki.jrc.or.jp

イ メンタルヘルスに関すること

高槻赤十字病院産業医 馬止 裕 連絡先：院内 PHS（8900）

高槻赤十字病院臨床心理士 岡村 宏美 連絡先：院内 PHS（8989）

(8) 研修環境

ア 図書室

① 図書・雑誌

国内図書 12,470 冊、国内雑誌 40 冊、国外図書 10,000 冊、国外雑誌 24 冊有する。

② 文献データベース等

a 医中誌 Web

- b メディカルオンライン
- c DynaMed
- d The Cochrane Library

③ 文献取り寄せ

当院に所蔵のない文献については取り寄せができる。

イ 医学教育用シミュレータ

- ① 心肺蘇生シミュレータ (社会課)
- ② 気道管理トレーナー (救急科・麻酔科)
- ③ AED トレーナー (社会課)
- ④ 大腸内視鏡シミュレータ (消化器内科)

研修医は「高槻赤十字病院医学教育シミュレータ使用規程」に基づき、シミュレータを利用し練習することができる。利用時は、シミュレーションルーム利用表に必要事項を記入すること。

6. プログラムの概要

1年次は必修分野をローテートし、行動目標達成のため幅広く知識技能および医療人としての態度を学ぶ。

2年次はできるだけ選択期間を設けており、専門医を養成するプログラムでなく、個々のニーズに応じ幅広い研修ができることを目指している。

(1) 研修診療科と期間

ア 研修期間

- ① 研修期間は原則として2年間以上とする。
- ② 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設における12週間の研修を含む。
 - a 地域医療研修 4週間
 - b 産婦人科研修 4週間
 - c 救急科研修 4週間
 - d 精神科研修 4週間

イ ローテート可能な診療科一覧

糖尿病・内分泌・生活習慣病科、緩和ケア科、血液・腫瘍内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器外科、呼吸器内科、小児科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、脳神経内科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、救急部、病理診断科部

ウ プログラムのスケジュール

内科<39週間>、救急科<8週間>、外科<9週間>、麻酔科<4週間>、
地域医療<4週間>、小児科<4週間>、産婦人科<4週間>、精神科<4週間>、
選択科目(全科)<28週間>

※外来研修については、内科、小児科、地域医療の研修中に並行研修を行う。

1 年 目	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	診療科	内科 39週																											外科 9週					麻酔科 4週																			
2 年 目	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	診療科	救急 8週				産婦人科 4週				小児科 4週				精神科 4週				地域医療 4週				選択科目 28週																															

エ ローテーションの選択

1年目のローテーションについては、総て必修科目のため、選択できる範囲は少ない。しかし、事務局から提示したスケジュールから選択して研修が開始できるようにする。

2年目のローテーションについては、1年目の10月頃に希望調査を実施する。診療科、研修時期についても、研修医自身で作成する。事務局も最大限研修医の希望に沿えるように調整を行う。

(2) 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設

高槻赤十字病院を基幹型研修病院とし、大阪医科薬科大学病院、特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院、公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院、医療法人南溟会 宮上病院、宮田診療所、坂中内科クリニック、津久田医院、おおぎたに内科・胃腸内科、いなだ訪問クリニック、たにがわクリニック、高槻市保健所、大阪府茨木保健所、大阪府赤十字血液センターを協力型臨床研修病院並びに臨床研修協力施設とした高槻赤十字病院臨床研修病院群を形成している。各施設の概要は病院案内等を参照のこと。

【協力型臨床研修病院並びに研修実施責任者】

大阪医科薬科大学病院	教 授	高須 朗	(救急医学教室)
新阿武山病院	院 長	岡村 武彦	
北野病院	主任部長	高橋 牧郎	(脳神経内科)

【臨床研修協力施設並びに研修実施責任者】

宮上病院	院 長	宮上 寛之
宮田診療所	院 長	島津 保生
坂中内科クリニック	院 長	坂中 勝
津久田医院	院 長	津久田 康成
おおぎたに内科・胃腸内科	院 長	扇谷 大輔
いなだ訪問クリニック	院 長	稲田 陽
たにがわクリニック	院 長	谷川 淳
高槻市保健所	所 長	森定 一稔
大阪府茨木保健所	所 長	永井 仁美
大阪府赤十字血液センター	所 長	谷 慶彦

(3) 研修内容について

ア オリエンテーション

臨床研修への円滑な導入、医療の質・安全性の向上、多職種連携の強化等を目的に、研修開始前に、以下の内容を含むオリエンテーションを実施する。

- ① 臨床研修制度・プログラムの説明
入職手続き・臨床研修注意事項
- ② 医療倫理
メンタルヘルス・ハラスメント、個人情報保護
- ③ 医療関連行為の理解と実習
電子カルテ操作研修、医療保険制度
- ④ 患者とのコミュニケーション
社会人マナー・接遇研修
- ⑤ 医療安全管理
医療安全、感染対策、災害救護、消防訓練
- ⑥ 多職種連携・チーム医療
薬剤について、検査部、栄養管理、放射線診断、化学療法
- ⑦ 地域連携
地域医療連携
- ⑧ 臨床検査実習
血液型判定・交差適合試験、動脈血ガス分析（動脈採血を含む）、心電図の記録、超音波検査
- ⑨ 自己研鑽
図書館（電子ジャーナル）、学習方法、文献検索、EBM など。
- ⑩ その他
ガラスバッチ・放射線問診、研修医によるオリエンテーション、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）に関する研修

イ 参加必須研修項目

参加必須項目について、厚生労働省が定める感染対策、予防医療、虐待への対応、社会復帰支援、緩和ケア、アドバンス・ケア・プランニング、臨床病理検討会（以下「CPC」）の研修、精神科リエゾンチーム、剖検の説明・立会い、保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みに加え、当院独自で基本的臨床能力評価試験、学会発表、レジデント勉強会、医療安全、院内感染、個人情報保護を参加必須とする。また、別途定める用紙（『臨床研修の手引き』12.1.研修進捗確認票）にて活動記録を残すこと。

ウ 参加推奨研修項目

参加推奨項目について、厚生労働省が定める診療領域・職種横断的なチーム（感染防御、緩和ケア、栄養サポート、認知症ケア、退院支援等）の活動への参加、児童・思春期精神科領域（発達障害等）、薬剤耐性、ゲノム医療等の研修を参加推奨とする。また、別途定める用紙（『臨床研修の手引き』）にて活動記録を残すこと。

エ 経験すべき29症候

外来又は病棟において、29症候を呈する患者について、病歴、身体所見、簡単な検査所見に基

づく臨床推論と、病態を考慮した初期対応を行う。2年間ですべてを経験する。経験をすべき診療科はマトリックスに示す。

オ 経験をすべき 26 疾病・病態

外来又は病棟において、26 疾病を有する患者の診療にあたる。少なくとも 1 症例は外科手術に至った症例を選択し、病歴要約に手術要約を含める。2年間ですべてを経験する。経験をすべき診療科はマトリックスに示す。

カ その他（経験をすべき診察法・検査・手技等）

① 医療面接

患者と対面した瞬間に緊急処置が必要な状態かどうかの判断を身につける。

診断のための情報収集だけでなく、互いに信頼できる人間関係の樹立、患者への情報伝達や推奨される健康行動の説明等のために必要なコミュニケーションスキルを身につける。

患者の身体に関わる情報だけでなく、患者自身の考え方、意向、解釈モデル等について傾聴し、家族をも含む心理社会的側面、プライバシーにも配慮する。

病歴（主訴、現病歴、既往歴、家族歴、生活・職業歴、系統的レビュー等）を聴取し、診療録に記載する。

② 身体診察

卒前教育で受けた診察法を一般外来研修にて確認する。

頭頸部、胸部、腹部、四肢、皮膚について適切な診察手技（視診、触診、打診、聴診等）を用いて、全身と局所の診察を速やかに行い、診療録に記載できる。神経学的所見が速やかにとれ、診療録に記載できるようにする。

倫理面にも配慮して、患者に苦痛、障害をもたらしたりすることなく診療を行うことができるようにする。

③ 臨床推論

病歴情報と身体所見に基づいて、行うべき検査や治療を決定する。

患者への身体的負担、緊急度、医療機器の整備状況、患者の意向や費用等、多くの要因を総合してきめなければならないことを理解し、検査や治療の実施にあたって必須となるインフォームドコンセントを受ける手順を身に付ける。

見落とすと死につながる Killer Disease を確実に診断できるようにする。

④ 臨床手技

各科ローテート中に研修を行う。

気道確保、人工呼吸（バッグ・バルブ・マスクによる徒手換気を含む。）、胸骨圧迫、圧迫止血法、包帯法、採血法（静脈血、動脈血）、注射法（皮内、皮下、筋肉、点滴、静脈確保、中心静脈確保）、腰椎穿刺、穿刺法（胸腔、腹腔）、導尿法、ドレーン・チューブ類の管理、胃管の挿入と管理、局所麻酔法、創部消毒とガーゼ交換、簡単な切開・排膿、皮膚縫合、軽度の外傷・熱傷の処置、気管挿管、除細動等

⑤ 検査

入職オリエンテーション時の検査実習で以下の項目を学ぶ。

血液型判定・交差適合試験、動脈血ガス分析（動脈採血を含む）、心電図の記録、超音波検査

⑥ 地域包括ケア・社会的視点

症候や疾病・病態を理解するうえで、社会的な視点から理解し対応できるようにする患者個人への対応とともに、社会的な枠組みでの治療や予防の重要性を理解する。また、セカンドオピニオンについて理解し、希望された場合には対応できるようにする。

⑦ 診療録

指導医あるいは上級医の適切な指導の上で記録を残す。診療計画を作成し、指導医に確認をしてもらう。入院患者の退院時要約には、病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン（診断、治療方針、教育）、考察等を記載する。研修期間中に、各種診断書（死亡診断書を含む）の作成を経験する。

キ 作成すべき書類

以下の研修中に作成すべき書類に関して、研修中に作成ができるようにする。研修中に経験が難しい場合、模擬レポートを提出する。

- ① 処方箋
- ② 退院時サマリ
- ③ 診断書
- ④ 死亡診断書
- ⑤ 診療情報提供書（紹介）
- ⑥ 診療情報提供書（返書）
- ⑦ 院内紹介状・返書
- ⑧ CPCLレポート

7. 研修医が遵守すること

(1) 救急外来・病棟・一般外来・手術室・当直勤務における実務規程

ア 救急外来

救急外来では限られた時間内で初期診療を行い、緊急度と重症度を判断して専門診療科コンサルトの要否も判断する。一見軽症にみえる患者の中にも重症が含まれ、上級医の指導の下で業務を行う。帰宅させる場合でも、起こり得るリスク、再受診の必要がある兆候について十分検討し、本人・患者家族へ説明する。

研修医単独では判断せず、救急担当医、各科担当医と十分に協議し指導を受けながら診療を行う。

イ 病棟

病棟では時間的制約が比較的少ないが、病態が不安定な患者が多く、慎重な診療が必要である。主治医と一緒に行動し、あるいは指示を受けて、主治医の責任のもと積極的に処置、投薬、指示出し等を行う。通常の診療録記載は初回記録、経過記録、中間、退院サマリを記載するが、そのほかに診療情報提供書、入院診療計画書、死亡診断書など医師として記載すべき書類は上級医の指導のもとで積極的に記載する。ただし、対外的な書類については主治医との連名（研修医/主治医）とする。

記載した書類については、上級医の承認を必要とする。

- ① 研修医は担当医として患者を担当する。
- ② 研修医は主治医となることができない。

ウ 一般外来

一般外来研修において研修医は、指導医・上級医の指導の下に診療を行う。

- ① 主に紹介状を持たない初診患者あるいは紹介状を有していても臨床問題や診断が特定されていない初診患者を担当するため、病歴聴取が重要である。特に高齢者については、家族背景、生活環境等の情報を個人情報に配慮しつつ、かつ医学的に必要な情報を得る必要がある。
- ② 身体所見の診察では、主訴に関係しない部分も含め、要領よくシステムレビューを行う。
- ③ 検査オーダー及び薬の処方の際は、上級医に確認のうえオーダーし、電子カルテに記載する。

エ 外来

慢性疾患の再診患者を研修医が診療する。

オ 手術室

手術室での研修医の業務は、原則として指導医の監督下での執刀医の介助である。しかし、研修医の研修経験期間とその技量に応じて、指導医の監督・責任の下で指導医が妥当と判断した医療行為を行うことができる。

カ 当直（夜間休日）勤務

救急外来において救急患者の初期診療にあたる。また、院内患者の急変に対し初期対応にあたる。必ず上級医・指導医と行動、あるいは指示を受けて、上級医・指導医の責任のもと積極的に検査、処置、処方、指示を出し診療記録を記載する。勤務中の休息は適宜とり、特に夜間は交代で仮眠をとることで業務負荷が過大とならないようにする。

日当直頻度・日程は研修医自ら決定・調整する。当直開始は、6～7月頃からとし、それまでに、院内で実施されるICLSを受講することで、基本的な救命処置を習得してからの実施とする。

キ 研修医は、指導医または上級医の指導のもとに診療を行う。研修医の医療行為は、「高槻赤十字病院において、研修医が単独で行って良い処置・処方の基準」に定める。

ク 医療記録について

- ① 診療録の記載方式は POS(Problem Oriented System) とし、記載の書式は原則 SOAP(Subjective、Objective、Assessment of data、Plan)とする。
- ② 研修医は、治療方針等について指導医に相談のうえ、その旨を電子カルテに記録する。また、指導医から指導を受けた場合もその旨が分かるように記録する。
- ③ 指導医は、毎日研修医の記録した診療録を確認する。必要に応じて指導を行い、その旨を電子カルテに記録する。
- ④ 追記や内容修正が必要な場合には電子カルテに記録する。

ケ 指示出しについて

投薬・注射・点滴・検査・処置等、必要な指示については、「指示簿運用マニュアル」に基づき指示を行う。

(2) 研修医が単独で行ってよいこと、単独で行ってはいけないこと

I. 診察

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 全身視診、打診、触診 B 簡単な器具を用いた診察（聴診器、打腱器、耳鏡、鼻鏡、間接喉頭鏡、検眼鏡など） ※診察に際しては、組織を損傷しないように十分に注意する	A 内診 B 直腸診

II. 検査

1. 生理学的検査

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 心電図 B 脳波 C 呼吸機能 D 聴力、平衡機能 E 視野、視力	A 筋電図、神経伝道速度 B 眼球に直接触れる検査

2. 内視鏡検査など

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A 直腸鏡 B 肛門鏡 C 食道鏡 D 胃内視鏡 E 大腸内視鏡 F 気管支鏡 G 喉頭鏡 H 膀胱鏡

3. 画像検査

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 超音波	A 単純X線撮影 B CT C MRI D 血管造影 E 核医学検査 F 消化管造影 G 気管支造影 H 脊髄造影

4. 血管穿刺と採血

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 末梢静脈穿刺と静脈ライン留置	A 中心静脈穿刺

※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる B動脈穿刺 ※肘窩部では上腕動脈は正中神経に伴走しているため、神経損傷には充分注意する ※動脈ライン留置は単独で行ってはならない ※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる ※小児の場合は指導医と共に行う	B動脈ライン留置 C小児の採血 ※特に指導医の許可を得た場合はこの限りではない ※年長の小児はこの限りではない D小児の動脈穿刺
---	--

5. 穿 刺

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A皮下の嚢胞 B皮下の膿瘍 C 深部の嚢胞 D 深部の膿瘍 E 胸腔 F 腹腔 G 膀胱 H 腰部硬膜外穿刺 I 腰部くも膜下穿刺 J 針生検 K 関節穿刺 L 骨髄穿刺

6. 産婦人科

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A膣内容採取 Bコルポスコピー C子宮内操作 D羊水穿刺 E分娩管理 ※外計測モニター装着はこの限りではない

7. その他

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
Aアレルギー検査（パッチテスト） B長谷川式認知症検査	A発達テストの解釈 B知能テストの解釈 C心理テストの解釈

Ⅲ. 治 療

1. 処 置

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと

<p>A皮膚消毒・包帯交換 B創傷処置 C外用薬貼付・塗布 D気管内吸引・ネブライザー E酸素投与 F導尿 ※前立腺肥大等の為にカテーテルの挿入が困難な時は無理せず指導医に任せる ※新生児や低出生体重児及び小児では、単独で行ってはならない G浣腸 ※新生児や低出生体重児では単独で行ってはならない ※潰瘍性大腸炎や老人、その他困難な場合は無理せずに指導医に任せる H胃管カテーテル挿入 （経管栄養目的以外のもの） ※患者の状況によっては、胃管の位置はX線で確認する ※新生児や低出生体重児では、単独で行ってはならない ※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる I心マッサージ J電氣的除細動 ※一度指導医の監督のもと経験していることが望ましい。 K蘇生処置 ※救命処置は行いながら、コードブルーなどで応援を求めること</p>	<p>Aギプス ※指導医の許可を得た場合はこの限りではない Bギプスカット ※指導医の許可を得た場合はこの限りではない C胃管挿入（経管栄養目的以外のもの） D気管カニューレ交換 E気管内挿管</p>
--	--

2. 注射

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
<p>A皮内・皮下・筋肉注射 B静脈 C輸血 ※輸血によるアレルギー歴がある場合には無理をせずに指導医に任せる</p>	<p>A中心静脈（穿刺を伴う場合） B動脈（穿刺を伴う場合） ※採血ではなく、与薬の場合は単独で行ってはならない C関節内</p>

3. 麻酔

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと

A局所麻酔 ※アレルギーの既往を問診すること	A局所麻酔以外の全ての麻酔
---------------------------	---------------

4. 外科的処置

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A抜糸 Bドレーン抜去（胸腔・縦隔ドレーンは除く） C皮下の止血 D皮下の膿瘍切開・排膿 ※一度指導医の監督のもと経験していることが望ましい。	A皮膚縫合 ※指導医の許可があった場合はこの限りではない B深部の止血 ※応急処置を行うのは差し支えない C深部の膿瘍切開・排膿 D深部の縫合 E胸腔・縦隔ドレーン抜去

5. 処方

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A一般の内服薬 ※処方内容は指導医と協議し、内容を確認すること。 （A～Cまで同様） B一般の注射薬 C理学療法	A内服薬（抗精神薬） ※指導医の許可があればよい B内服薬（麻薬） ※麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合は、この限りではない C内服薬（抗悪性腫瘍薬） ※指導医の許可があればよい D注射薬（向精神薬） ※指導医の許可があればよい E注射薬（麻薬） ※麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合は、この限りではない F注射薬（抗悪性腫瘍薬） ※指導医の許可があればよい

6. 精神科専門療法

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A精神療法、電気痙攣法

IV. その他

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
Aインスリン自己注射指導 ※処方内容については予め、指導医のチェックを受ける B血糖自己測定指導	A病状説明 （観血的措置及び手術などの説明を含む） ベッドサイドでの病状に対する簡単な質問に答えるのは、単独で行って差し支えない B診断書・証明書作成

	<p>※指導の下作成できるが、署名・捺印はできない。</p> <p>C 承諾書作成、退院（外泊）許可</p> <p>D 病理解剖</p> <p>E 病理診断報告</p>
--	--

(3) 医療安全管理とインシデントレポート

ア 診療の責任体制（研修医の診療責任の範囲と指導医による安全確保体制）

診療上の責任および指導体制

- ① 診療上の責任は主治医である指導医・上級医にあり、臨床研修医はあくまで担当医という位置付けである。
- ② 臨床研修医は、対応に苦慮する症例、処置等だけではなく、診療計画の作成、評価の実践等についても積極的に指導医にコンサルトし、その指導・指示を仰ぐ必要がある。
- ③ 指導医不在時に臨床研修医が別に定める「研修医がおこなってよい処置」以外に遭遇した場合は、ローテーション科の部長・上級医、どちらも不在の場合は、総合診療科部長（研修運営委員会委員長）の順で、その指導・指示に従うこと。

④ 臨床研修

宿日直時における指導体制は、救急当直医師の管理・指導責任の下で行われる。

本規定を遵守しながらも起こってしまった医療事故に対しては、病院がその責任を負う。

イ 安全確保体制

患者急変時の連絡体制

- ① 通常勤務中の患者急変時の連絡は、指導医、上級医またはその現場にいる医師に伝え、その指示を仰ぐこととする。応急手当て手が回らない場合は、看護師に指導医等へ連絡を依頼する。急変が治まった後、指導責任者である診療科長に必ず報告する。
- ② 臨床研修宿日直時の患者急変時の連絡は、救急当直医師に伝えその指示を仰ぐこととする。緊急時は看護師に救急当直医師へ連絡を依頼する。
また、急変対応として、院内緊急コール「コードブルー」を使用し、人員を集めて救命を図る。詳細は、【院内緊急コール「コードブルー」使用手順】を参照。
- ③ 報告・連絡・相談は患者安全を守るうえで重要なコミュニケーションである。不安や疑問が生じたときは、躊躇せず相談し、指示を仰ぐこと。

ウ インシデントレポート

研修医当たり少なくとも年間 10 件以上のレポートを提出する。

患者の医療安全確保、医療事故再発防止の観点から、インシデント・アクシデントが発生したときは、当事者もしくは発見者として電子カルテ上で報告する。

研修医が作成し送信した報告書は医療安全推進室の事務員に送信される。研修医以外の職員から報告が挙げられた研修医が関わったインシデント・アクシデントについては、医療安全推進室より教育研修推進室長、事務員へ報告され、教育研修推進室から研修医に報告を行うよう通達する。

エ その他

その他の事項については安全管理に関する「医療事故防止マニュアル」等を準用する。

(4) 感染管理と針刺し・切創事故への対応

ア 院内感染対策に関する基本的な考え方

高槻赤十字病院は、人道・博愛の赤十字精神に基づき、高度で安全な医療を提供することを理念に、高度で安全な医療を提供する使命を負っている。安全な医療の実現のためには、職員の一人ひとりが院内感染対策の推進が不可欠であるとの認識を持ち、病院全体が院内感染対策を実践していくものとする。院内感染対策をとおして、患者の安心と安全な医療が提供できる環境を整え、地域医療にも貢献する。院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療を提供できるように「院内感染対策に関する基本指針」「院内感染対策マニュアル」が作成されている。

イントラ⇒「医療情報」⇒「院内感染対策」参照。本稿は「院内感染対策に関する基本指針」より一部抜粋。

イ 職員への教育・啓蒙活動

- ① 全職員を対象とした感染管理に関する研修会を年2回開催し、出席状況を管理する。
- ② 院内感染の状況およびその対策や感染症に関する最新の情報などを提供し、職種に応じて研修会を開催する。
- ③ 新採用者には入職時に教育を実施する。
- ④ 病院ボランティアおよび委託業者に対して院内感染対策研修会を年2回程度開催する。
- ⑤ ICTとリンクナース・スタッフと共に現場の感染対策の状況について監視と指導を行う。

ウ 抗菌薬の適正使用

AST および ICC の指定する抗菌薬については使用報告書の提出、届出制とする。微生物検査を活用し抗菌薬の適正使用を推進する。院内採用抗菌薬を整備し、使用状況の把握により適正使用について監視する。

- ① 対象微生物と対象臓器の組織内濃度を考慮して適正量を投与する。
- ② 分離細菌の薬剤感受性検査結果に基づいて抗菌薬を選択する。
- ③ 細菌培養等の検査結果を得る前でも、必要な場合は、経験的治療 empiric therapy を行わなければならない。
- ④ 必要に応じた血中濃度測定 therapeutic drug monitoring (TDM) により適切かつ効果的投与を行う。
- ⑤ 特別な例を除いて、1つの抗菌薬を連続投与することは厳に慎まなければならない。(数日程度が限界の目安)
- ⑥ 手術に関しては、対象とする臓器内濃度と対象微生物を考慮して、有効血中濃度を維持するよう投与することが重要である。
- ⑦ 抗メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) 薬、カルバペネム系抗菌薬などの使用状況を把握しておく。
- ⑧ バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE)、MRSA、多剤耐性緑膿菌 (MDRP) など特定の多剤耐性菌を保菌していても、無症状の症例に対しては、抗菌薬の投与による除菌は行わない。
- ⑨ 施設内における薬剤感受性パターン (アンチバイオグラム) を把握しておく。併せて、その地

域における薬剤感受性サーベイランスの結果を参照する。

エ 職員感染対策

- ① 施設管理者は、定期的に職員の健康診断を実施する。
- ② ワクチン接種（インフルエンザほか）は希望の職員へ実施する。
- ③ 結核の発生があった場合、患者の隔離などについて速やかに対応し、保健所と連携し二次発症の早期発見と予防に努める。
- ④ 針刺し・切創はインシデントレポート、労災受診からデータ収集されたものを基に当院の現状に即した針刺し防止に努める。
- ⑤ 血液や体液に曝露された事故者は、速やかに上長へ報告し、上長は所属責任者へ報告する。
- ⑥ 肝炎ウイルスの血液や体液に曝露された場合の対処は産業医の指示に従う。
- ⑦ 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を行い、それぞれの廃棄容器にはバイオハザードマークを明記したり指示された分別方法に則る。

8. 研修指導体制

研修医は、研修期間中、教育研修推進室において管理し、将来の専門診療科希望の有無によらず各診療科には属さない。

（1）プログラム責任者

ア 役割、業務

プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案、調整、実施管理、研修医の研修状況の把握および評価、助言、指導を行う。当院の研修医、指導医の責任者として、円滑な臨床研修を統括する。

イ 資格

プログラム責任者は、臨床経験と学識を有する医師で部長以上の職位を有し、臨床研修業務に5年以上の経験があり、教育に対して深い情熱と関心を有する者の中から病院長が任命する。

プログラム責任者は、厚生労働省所定の指導医講習会およびプログラム責任者講習会を受講していることを必須とする。

プログラム責任者：玉田 尚（院長）

（2）臨床研修指導医

ア 役割、業務

臨床研修指導医（以下「指導医」）は、プログラム責任者を補佐し、主に所属診療科内での研修期間中、院内指導医および臨床研修指導者の協力を得て、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握しながら研修プログラムに基づき研修医に対する教育指導および、臨床研修指導者の監督にあたる。

指導医は、研修医のローテーション終了時に病歴要約の評価を行い、EPOC2 を用いて研修医に対する評価票を教育研修推進室へ報告する。

指導医は、研修医、臨床研修指導者から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきとこ

ろがあればフィードバックされる。

イ 資格

指導医は、7年以上の臨床経験を有し、初期研修に必要な技能・知識・態度の指導が可能かつ情熱を有する者から院長が任命する。

指導医は、厚生労働省所定の指導医講習会を受講していることを必須とする。

ウ メンター

指導医もしくは若手医師の中で特に指導力の優れた若干名を、チューターとしてプログラム責任者が選任し、研修医が研修や対人関係等の相談ができる環境を準備することができる。

(3) 臨床研修指導者

ア 役割、業務

臨床研修指導者（以下「指導者」）は、プログラム責任者・指導医の指示・委任・監督の下で、業務を通じて研修医の指導・評価を行う。医師においては、指導医・院内指導医が不在の際には、指導医の代わりに務める。

2年次研修医は1年次研修医の上級医として指導の役割を担う。

看護師長は看護職の立場から、コメディカルについては各専門分野の立場から、研修医に対する教育指導を行なう。

指導者（またはその代理者）は、研修医に対する多職種職員からの評価（360度評価）を1年に2回以上行う。

指導者は、研修医、指導医から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきところがあればフィードバックされる。

イ 資格

指導者は、医師においては臨床経験7年未満の医師を指す。各診療科責任者が選任する。

看護部においては病棟および外来師長を、薬剤部・検査部・放射線課・臨床工学技術課・リハビリテーション課においては各部課長の推薦を受けた若干名を、院長が任命する。

(4) 研修実施責任者

研修実施責任者は、院長が臨床研修協力病院・施設の管理者またはそれに準ずる者に委嘱し、研修実施責任者として当該病院または当該施設において研修医が研修を行う期間の全体的責任を負う。また、同責任者は教育研修推進室と連携し、研修に関する連絡調整を行う。

9. 到達目標の達成度評価

研修医が2年間の研修中に修得すべきことは、厚生労働省の掲げる到達目標が最低限の目標である。各診療科は、それに加えて、当院として到達すべき目標を設定することができる。

研修期間中の評価形式的評価は、「研修医評価表（Ⅰ～Ⅲ）」を用い、研修期間終了時の評価総括的評価は「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いる。これらの評価は、EPOC2を利用する。

研修医の臨床研修の修了認定は、上記に加えて、「臨床医としての適性の評価」から構成される。

(1) 達成度評価までの手順

- ア 実務研修の方略に規定された、研修期間、臨床研修を行う分野・診療科、経験すべき症候、経験すべき疾病・病態、その他（経験すべき診察法・検査・手技等）の現場における実際の実施状況を、指導医から評価を受ける。
- イ 到達目標の達成度については、研修分野・診療科のローテーション終了時に研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用いて評価を行い、それらを用いて、少なくとも半年ごとに研修医に形成的評価フィードバックを行う。
- ウ 2年次終了時の最終的な達成状況については、臨床研修の目標の達成度判定票を用いて総括的評価を行う。

(2) 研修医評価票

- ア 到達目標「A.医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」に関する評価

① 評価項目

研修医評価票Ⅰを用いて、医師としての基本的価値観4項目について評価する。

- a 社会的使命と公衆衛生への寄与
- b 利他的な態度
- c 人間性の尊重
- d 自らを高める姿勢

② 評価のタイミング

研修分野・診療科のローテーション終了時ごとに評価する。

③ 評価者

臨床研修指導医または院内指導医

④ 記載の実際

評価者が当該研修医に関与した日から関与を終えるまでを観察期間とし、終了から1週間以内に記載する。評価のレベルは、以下の4段階とする。

レベル1：期待を大きく下回る

レベル2：期待を下回る

レベル3：期待通り

レベル4：期待を大きく上回る

期待されるレベルとは、2年間の研修を修了した研修医に到達してほしいレベルとし、2年間の研修終了時には、レベル3以上に到達できるよう指導する。観察する機会がない場合には、観察機会なしのボックスにチェックする。また、「期待を大きく下回る」と評価した場合には、その評価の根拠となった理由を必ず記載する。

- イ 到達目標「B.資質・能力」に関する評価

① 評価項目

研修医評価票Ⅱを用いて、研修医が研修終了時に習得すべき包括的な資質・能力9項目について項目について評価する。

- a 医学・医療における倫理性
- b 医学知識と問題対応能力
- c 診療技能と患者ケア
- d コミュニケーション能力
- e チーム医療の実践
- f 医療の質と安全の管理
- g 社会における医療の実践
- h 科学的探究
- i 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

② 評価のタイミング

研修分野・診療科のローテーション終了時ごとに評価する。

③ 評価者

臨床研修指導医または院内指導医

④ 記載の実際記載の実際

評価者が当該研修医に関与した日から関与を終えるまでを観察期間とし、終了から1週間以内に記載する。評価のレベルは、以下の4段階とする。

レベル1：医学部卒業時に習得しているレベル

レベル2：研修の中途時点のレベル

レベル3：研修終了時点で到達すべきレベル

レベル4：他者のモデルになり得るレベル

2つのレベルの中間の評価の場合は、中間に設けられたチェックボックスにチェックする。2年間の研修終了時には、レベル3以上に到達できるよう指導する。観察する機会がない場合には、観察機会なしのボックスにチェックする。研修医へのフィードバックに有用と考えられるエピソードやレベル判定に強く影響を与えた理由はコメント欄に記載する。

ウ 到達目標「C.基本的診療業務」に関する評価

① 評価項目

研修医評価票Ⅲを用いて、研修医が研修修了時に習得すべき4つの診療場面における診療能力の有無について評価する。

- a 一般外来診療
- b 病棟診療
- c 初期救急対応
- d 地域医療

② 評価のタイミング

研修分野・診療科のローテーション終了時ごとに評価する。

③ 評価者

臨床研修指導医または院内指導医

④ 記載の実際

評価者が当該研修医に関与した日から関与を終えるまでを観察期間とし、終了から1週間以内に記載する。評価のレベルは、以下の4段階とする。

レベル1：指導医の直接監督下で遂行可能

レベル2：指導医がすぐに対応できる状況下で遂行可能

レベル3：ほぼ単独で遂行可能

レベル4：後進を指導できる

2年間の研修終了時には、レベル3以上に到達できるよう指導する。観察する機会がない場合には、観察機会なしのボックスにチェックする。研修医へのフィードバックに有用と考えられる根拠やレベル判定に強く影響を与えた理由はコメント欄に記載する。

エ 臨床研修の目標の達成度判定票

① 目的

研修医の研修修了時に臨床研修の目標を達成したか否か（既達あるいは未達）を、教育研修推進室で確認を行い、プログラム責任者が達成度判定票に記載し、研修管理委員会に報告することを目的とする総括的評価である。研修管理委員会は、当該達成状況の報告に加え、研修を実際に行った期間や医師としての適、研修を実際に行った期間や医師としての適性をも考慮して、研修修了認定の可否を評価し、管理者に報告する。研修医の修了認定は管理者が最終判断する。

② 記載の実際

プログラム責任者は2年間に集積された研修評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、その他を分析して既達あるいは未達を判定する。各項目の備考欄には、とりわけ未達の場合は、その理由などを記載する。

③ 判定

全項目中1つでも未達の項目があれば最終判定は未達となり、研修終了は認めない。未達の理由、既達となるための条件を具体的に記載し、その判定日を記載する。研修期間終了時に未達項目が残る場合には、管理者の最終判断により、当該研修医の研修は未修了となり、研修の延長・継続を要する。

オ 臨床研修年報

研修記録は紙及び電子媒体で年度・氏名ごとに臨床研修年報に保管する。EPOC2による評価記録はEPOC2サーバーに保管される。

(3) その他の評価

ア 研修医に対する評価

① 360度評価

評価項目：a あいさつ b コミュニケーション c 協調性 d 気配り e 規律性

評価者：看護部、薬剤部、検査部、放射線課、リハビリテーション課、ME、事務

評価時期：半年に1回

② 医師以外からの技術評価

検査実習を行った検査技師

③ 地域からの臨床研修に関する声を聴くため以下の評価を実施する

a 患者さんからの評価

各ローテーション時に受け持ちをした入院患者さん1名

b 地域救急隊からの評価

救急患者搬送時に評価票を記入

④ 講習会等の出席状況の評価

提出の必要な書類等の提出状況、出席の求められている講座、講習会等の出席状況等の記録を行う。

イ 研修医からの評価

研修の指導体制および指導方法の向上を目的として、研修医は年に1回、『診療科及び指導医に関するアンケート』にて以下の項目を評価し、プログラムへフィードバックする。研修医が行った評価により、いかなる形においても当該研修医が不利な扱いを受けないよう配慮する。

① 研修分野・診療科評価

各診療科における研修内容について、総合的に評価と理由を記載する。評価は「とても良い」「良い」「やや悪い」「悪い」の4段階とする。

② 研修施設評価

外部施設における研修内容について、総合的に評価と理由を記載する。評価は「とても良い」「良い」「やや悪い」「悪い」の4段階とする。

③ 指導医・指導者評価

各診療科における研修内容について、総合的に評価と理由を記載する。評価は「とても良い」「良い」「やや悪い」「悪い」の4段階とする。

④ 研修プログラム評価

プログラムについての意見・感想、今後改善すべき点について理由・改善策を記載してもらう。

(4) 研修進捗の確認

ア 行動目標について

① 各診療科での研修中に行った症例提示については、参加記録を電子カルテあるいはカンファレンスノートに記載する。

② CPC、レジデント勉強会での記録を保存する。

③ 学会発表の実績について把握し、記録を保存する。

④ 参加必須研修については参加状況を管理し、参加できていない場合は補習などで対応する。

⑤ 参加推奨研修においては、参加状況を把握する。

イ 基本的な身体診察法

一般外来研修にて評価を行う。

ウ 基本的臨床検査

経験すべき基本的臨床検査等は、入職時のオリエンテーションにて実施する。評価は臨床検査技師の指導者が「研修医評価票」にて総合評価を行う。

① 輸血検査

- ② 心電図記録
- ③ 動脈血ガス分析
- ④ 腹部超音波検査
- ⑤ 心臓超音波検査

エ 病歴要約について

経験すべき症候（29 症候）および経験すべき疾患・病態（26 疾病・病態）について、病歴要約を作成し指導医の評価を受ける。「差戻し」となった際は、「承認」を得られるまで修正し再評価を受ける。

オ インシデントレポート

研修医当たり少なくとも年間10件以上のレポートを提出する。

患者の医療安全確保、医療事故再発防止の観点から、インシデント・アクシデントが発生したときは、当事者もしくは発見者として電子カルテ端末より報告する。

研修医が作成し送信した報告書は医療安全推進室に送信されると同時に教育研修推進室長・事務員にも転送される。研修医以外の職員から報告が挙げられた研修医がかかわったインシデント・アクシデントについては、医療安全推進室より教育研修推進室長、事務員へ報告され、教育研修推進室から研修医にレポート報告を行うよう通達する。

※インシデントレポートは、本人の責任を追及するものではなく、作成することにより当事者自身の気づきや、今後の再発防止に寄与するポジティブなものであると考える。よって研修医が記載するレポートについては「ポジティブレポート」と呼ぶこととする。

カ 作成すべき書類の把握

「6.3.7.作成すべき書類」について以下の方法で把握する。

① 電子カルテ

処方箋、退院時サマリー、診断書、死亡診断書、診療情報提供書（紹介）、診療情報提供書（返書）、院内紹介状・返書

② CPCレポート

プレゼンテーションデータの提出

10. プログラム修了の評価

2 年次終了時に下記修了条件を満たしているかを教育研修推進室で確認した後、研修管理委員会で修了判定を行い、修了した研修医に対して、院長が臨床研修修了証を授与する。

(1) プログラム修了条件

ア 研修休止が90日（当院において定める休日は含めない）を超えていないこと

イ 厚生労働省が定める臨床研修の到達目標に定められている、経験すべき症候（29 症候）、および経験すべき疾病・病態（26 疾病・病態）を全て経験し、病歴要約の確認が指導医によってなされていること、ならびに研修の手引きやEPOC2の記入について必要事項を満たしていること

ウ 臨床研修報告会にて発表をおこなうこと

エ 臨床研修の目標の達成度判定票においてプログラム責任者により既達と認められること

オ 院内 CPC や参加必須の研修会に参加していること

(2) 臨床研修の未修了

院長及び研修管理委員会は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならない。

しかし、研修期間の終了に際する評価において、院長が臨床研修を修了したと認めない場合は未修了とする。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提とする。

未修了となる場合は、あらかじめ管轄の近畿厚生局に相談し、未修了と判断した場合は速やかに文書（様式 16）にて通知する。詳細は施行通知に従う。

11. 中断と再開

研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいう。中断は研修管理委員会が評価・勧告した場合と研修医が院長に申し出た場合がある。

(1) 研修プログラムの中断

ア 研修病院の問題で研修プログラムの実施が不可能な場合

イ 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・教育によっても改善が不可能な場合

ウ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により、研修を長期にわたり休止または中止する場合

エ その他正当な理由がある場合

(2) 中断の手順と報告

研修管理委員会からの中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、院長が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとし、研修医の求めに応じて臨床研修中断証（様式 11）を交付し、医療研修中断報告書（様式 12）及び当該中断証の写しを、近畿厚生局宛てに送付する。また、院長は、研修管理委員会へ報告を行う。

なお、臨床研修の中断を行う際には、院長及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医に関する正確な情報を十分に把握するとともに、同一病院で再開予定か、病院を変更して再開予定かについても検討する。

(3) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて臨床研修の再開を申し込む。再開の申し込みを受けた後、院長は、臨床研修の再開(の受け入れ)に係る履修計画表（様式 13）を近畿厚生局宛てに送付する。

12. 研修記録の保管

(1) 研修医に関する以下の記録は紙及び電子媒体で、当該研修医が初期研修を修了し、又は中断した日から5年間保存する。

- ア 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
 - イ 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
 - ウ 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日
 - エ 臨床研修を行った臨床研修病院及び研修協力施設の名称
 - オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価
 - ① 研修開始前評価（履歴書、受験記録等）
 - ② 到達目標の継続的達成状況
 - ③ 到達目標の最終的達成状況
 - ④ 協力病院の評価、記録等
 - カ 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由
- (2) 研修記録は、年度・氏名ごとに臨床研修年報に保管する
 - (3) EPOC2 による評価記録は、EPOC2 サーバーに保管される

13. 研修修了者の追跡確認

臨床研修修了者について勤務先などの連絡先を2年に1回、研修終了後10年を経過するまで追跡調査し、本人の同意を得て「高槻赤十字病院臨床研修修了者名簿」に登録する。名簿は原則非公開とするが、臨床研修に関わる調査や本人のキャリア支援等に有益なもので、本人の同意が得られた項目については、第三者への提供も可能とする。

14. 研修医の処遇

(1) 研修医の処遇に関する事項

ア 身分

嘱託職員

イ 勤務

勤務時間 午前8時40分から午後5時10分（週休2日制）

勤怠管理システムにて勤怠管理を行う。

当直明けAM8:40以降については、業務に支障をきたさない範囲で、指導医の了承の上で勤務免除とする。医師法第16条の2・3、また臨床研修に関する省令により、アルバイトは禁止とする。

ウ 休暇

高槻赤十字病院の規定に従い、以下の休暇を取得することができる。

- ① 研修医は予め所定の休暇届を記載し、診療科部長の承認を得た後に、人事課へ提出する。未提出あるいは診療科部長の承認のないままに出勤しない場合は無断欠勤として扱う。
- ② 休暇は、土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、創立記念日（5月1日）とする。
- ③ 有給休暇は、年次有給休暇が1年目6ヶ月勤務後に10日間、2年目11日間。特別休暇が

結婚、忌服、夏休が就業規則に基づき、付与される。

エ 給与等

① 報酬月額

1年次 300,000円 2年次 330,000円

上記のほか実績に応じ下記を支給する

a 時間外手当、特殊勤務手当は対象者へ支給する

b 賞与 1年目 夏期 10万円・冬期 20万円

2年目 夏期 20万円・冬期 35万円

c 通勤手当 当院規程により上限月 55,000円を対象者へ支給する

d 住居手当 当院規程により上限月 28,500円を対象者へ支給する

② 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償

③ 院長が認めた学会において演題発表する者を対象として、1年度につき2回を限度とし3万円を上限に旅費を支給する。但し、日当、参加費、研修会費等は支給しない。

④ 女性については、職員寮に入寮することも可能である。

⑤ 専用の研修医医局があり、個人デスク・ロッカーがある。

⑥ スクラブ（上下）を3着支給する。

オ 時間外手当

時間外に業務を実施した場合には時間外手当を支給する。

業務とは各ローテート科の指導医から業務命令があり、諾否の自由がなく、時間や場所の拘束性があるものである。業務命令の最終責任者は診療科部長である。具体的な事項は以下に記載し、時間外業務の申請は各自で「時間外勤務事前命令簿」に記入し、診療科部長より確認印受領の上で、人事課へ提出する（提出期限は厳守とし、翌月の3日まで）。これ以外は自己の意思で実施する自己研鑽とする。

① 申請対象時間：

正規の勤務時間（平日 8：40～17：10）以外の時間

② 時間外勤務申請対象業務

a 診療に関する業務

- ・ 緊急手術、緊急検査、緊急処置
- ・ 急患、急変、重症管理
- ・ 麻酔
- ・ 病理解剖
- ・ 手術当日の術後管理（術者または管理実施者のみ）
- ・ 定期手術、予定検査（術者または第一助手のみ）
- ・ 診療科で定めた休日当番・回診
- ・ 緊急呼出しへの対応
- ・ 勤務時間外に患者または家族の要望で接した時間

b 病院長の指示、あるいは所属上長の指示によるもの

（参加が義務付けられている研修、講習、講演会、会議等）

③ 該当しない場合

- a 一般診療における（担当患者と関係しない診療）新たな知識、技能の習得のための学習
 - ・手術や処置等の予習、振り返り
 - ・新しい治療法や新薬についての勉強
- b 学会、勉強会、院内勉強会、講演会等の活動
 - ・学会や外部勉強会への参加
 - ・院内勉強会への参加
 - ・本来の業務とは別の臨床研究に係る診療データの整理、症例報告の作成、論文執筆
 - ・講習会受講等（参加が義務付けられているものを除く）
- c 診療に直接関係のない個人的なこと
 - ・読書、資料整理
 - ・個人都合による院内待機時間等

※詳細については、「高槻赤十字病院臨床研修医の時間外勤務等に関する規程」参照

カ 当直業務

宿直業務終了後は原則として帰宅して休養とする。

- ① 宿直 午後 5 時 10 分～午前 8 時 40 分
- ② 日直（土日祝のみ） 午前 8 時 40 分～午後 5 時 10 分

キ 健康管理

① 定期健診

年 2 回（7 月、2 月）実施の定期健診を必ず受ける。

② 予防接種

- a 研修開始時に以下のウイルス抗体価を測定する。
 - ・麻疹
 - ・風疹
 - ・水痘
 - ・ムンプス
 - ・B 型肝炎
- b インフルエンザワクチン（病院負担）
- c メンタルヘルスケア
 - ・本人が希望する場合は、産業医や産業保健スタッフのメンバーが対応する。
 - ・時間外勤務時間の合計が月 80 時間以上の場合は産業医の面談を希望することができる。
- d 針刺し事故等
 - 「院内感染対策マニュアル」に従う。

(2) 研修医の募集・採用方法

- ア 定員は全国調整と府内調整を元に、研修管理委員会で審議し、決定する。
- イ 医師臨床研修マッチングシステムに従い、年 1 回、原則 7, 8 月に募集を行う。
- ウ 研修医選考委員は院長、副院長、看護部長、教育研修推進室員（医師）、人事課長（事務）とする。

エ 評価は、学科試験、面接を実施し、面接においては、以下の点について評価を行う。また、当院専攻医への進学希望、地域への定着予想等を考慮して選考する。

面接：① 表現力 ② 態度 ③ 理解力 ④ 積極性 ⑤ 適応性

オ マッチング後、国家試験合格発表後等で定員に満たない場合は、速やかに二次募集を行い、面接にて採用決定する。

※研修医の募集定員、募集方法、選考方法などの計画については自己評価を行い、研修修了者や研修管理委員会の意見を参考にしながら、見直しと調整を行う。そのうえで研修管理委員会において審議し決定する。

指導医名簿

No.	担当分野	所属	役職	氏名	臨床経験 (R4.4.1 現在)
1	内科	院長	院長	玉田 尚	39
2	内科	総合診療科部	部長	大中 玄彦	33
3	内科	糖・内・生 科部	部長	金子 至寿佳	30
4	内科	循環器科部	部長職務代理	木澤 隼	13
5	内科	血液・腫瘍内科部	部長	安齋 尚之	37
6	内科	血液・腫瘍内科部	副部長	岡田 睦実	21
7	内科	血液・腫瘍内科部	副部長	恩田 佳幸	12
8	内科	血液・腫瘍内科部	副部長	前迫 善智	28
9	内科	消化器科部	副院長	神田 直樹	26
10	内科	消化器科部	副部長	吉岡 拓人	17
11	内科	呼吸器科部	部長	北 英夫	34
12	内科	神経内科部	部長職務代理	中川 朋一	19
13	外科	消化器外科部	副院長	平松 昌子	37
14	外科	乳腺外科部	部長	小林 稔弘	27
15	外科	消化器外科部	部長	恒松 一郎	24
16	外科	消化器外科部	医師	サンフォード 舞子	11
17	救急部門	救急部	部長職務代理	中村 保清	24
18	救急部門	救急部	副部長	吉見 宏平	12
19	麻酔科	麻酔科部	部長	宇田 るみ子	37
20	麻酔科	麻酔科・手術部	部長	澤井 俊幸	23
21	小児科	小児科部	部長	片山 博視	38
22	小児科	小児科部	副部長	江口 英希	31
23	小児科	小児科部	医師	中村 道子	13
24	選択科目	緩和ケア科部	部長	橋本 典夫	26
25	選択科目	整形外科部	副部長	徳山 文人	27
26	選択科目	形成外科部	副部長	櫛田 哲史	17
27	選択科目	皮膚科	副部長	島本 純子	11
28	選択科目	泌尿器科部	部長	六車 光英	35
29	選択科目	核医学科部	部長	山室 正樹	25
30	選択科目	放射線科部	部長	後藤 公男	19
31	選択科目	検査部	副部長	山中 雄介	19
32	選択科目	病理診断科部	医師	渡邊 千尋	45

指導者名簿

No.	担当分野	所属	職種/役職	氏名
1	看護	看護部	看護師/副部長	西 ひろみ
2	看護	看護部・HCU	看護師/副部長	高橋 晶子
3	看護	看護部	看護師/師長	西浦 美香
4	看護	看護部	看護師/師長	門脇 寛子
5	看護	五病棟	看護師/師長	有持 由江
6	看護	六病棟	看護師/師長	依藤 里香
7	看護	七病棟	看護師/師長	南波 広美
8	看護	八病棟	看護師/師長	高田 佳織
9	看護	九病棟	看護師/師長	川崎 知子
10	看護	緩和ケア病棟	看護師/師長	秋山 由衣
11	看護	外来	看護師/師長	原田 香織
12	看護	外来	看護師/師長	石黒 早苗
13	薬剤	薬剤部	薬剤師/副部長	美和 孝之
14	薬剤	薬剤部 臨床業務課	薬剤師/課長	仲 忠士
15	放射線	放射線課	診療放射線技師/課長	松原 健夫
16	リハビリ	リハビリテーション課	理学療法士/課長	野村 省二
17	検査	検査部 臨床検査課	臨床検査技師/課長	吉田 桂
18	臨床工学	臨床工学技術課	臨床工学技術師/課長	竹下 勇一
19	事務	事務部長	事務部長	松田 好正

研修資料

初期研修医 臨床講義

■ リスボン宣言 患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言

(日本医師会 HP より--- <http://www.med.or.jp/doctor/international/wma/lisbon.html>)

1981 年 9 月/10 月、ポルトガル、リスボンにおける第 34 回世界医師会総会で採択

1995 年 9 月、インドネシア、バリ島における第 47 回世界医師会総会で修正

2005 年 10 月、チリ、サンティアゴにおける第 171 回世界医師会理事会で編集上修正

序文

医師、患者およびより広い意味での社会との関係は、近年著しく変化してきた。医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自律性と正義を保証するために払わねばならない。以下に掲げる宣言は、医師が是認し推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている。法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである。

原則

1. 良質の医療を受ける権利

- a. すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する。
- b. すべての患者は、いかなる外部干渉も受けずに自由に臨床上および倫理上の判断を行うことを認識している医師から治療を受ける権利を有する。
- c. 患者は、常にその最善の利益に即して治療を受けるものとする。患者が受ける治療は、一般的に受け入れられた医学的原則に沿って行われるものとする。
- d. 質の保証は、常に医療のひとつの要素でなければならない。特に医師は、医療の質の擁護者たる責任を担うべきである。
- e. 供給を限られた特定の治療に関して、それを必要とする患者間で選定を行わなければならない場合は、そのような患者はすべて治療を受けるための公平な選択手続きを受ける権利がある。その選択は、医学的基準に基づき、かつ差別なく行われなければならない。
- f. 患者は、医療を継続して受ける権利を有する。医師は、医学的に必要とされる治療を行うにあたり、同じ患者の治療にあたっている他の医療提供者と協力する責務を有する。医師は、現在と異なる治療を行うために患者に対して適切な援助と十分な機会を与えることができないならば、今までの治療が医学的に引き続き必要とされる限り、患者の治療を中断してはならない。

2. 選択の自由の権利

- a. 患者は、民間、公的部門を問わず、担当の医師、病院、あるいは保健サービス機関を自由に選択し、また変更する権利を有する。

b. 患者はいかなる治療段階においても、他の医師の意見を求める権利を有する。

3. 自己決定の権利

a. 患者は、自分自身に関わる自由な決定を行うための自己決定の権利を有する。医師は、患者に対してその決定のもたらす結果を知らせるものとする。

b. 精神的に判断能力のある成人患者は、いかなる診断上の手続きないし治療に対しても、同意を与えるか または差し控える権利を有する。患者は自分自身の決定を行ううえで必要とされる情報を得る権利を有する。患者は、検査ないし治療の目的、その結果が意味すること、そして同意を差し控えることの意味について明確に理解するべきである。

c. 患者は医学研究あるいは医学教育に参加することを拒絶する権利を有する。

4. 意識のない患者

a. 患者が意識不明かその他の理由で意思を表明できない場合は、法律上の権限を有する代理人から、可能な限りインフォームド・コンセントを得なければならない。

b. 法律上の権限を有する代理人がおらず、患者に対する医学的侵襲が緊急に必要とされる場合は、患者の同意があるものと推定する。ただし、その患者の事前の確固たる意思表示あるいは信念に基づいて、その状況における医学的侵襲に対し同意を拒絶することが明白かつ疑いのない場合を除く。

c. しかしながら、医師は自殺企図により意識を失っている患者の生命を救うよう常に努力すべきである。

5. 法的無能力の患者

a. 患者が未成年者あるいは法的無能力者の場合、法域によっては、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされる。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならない。

b. 法的無能力の患者が合理的な判断をしうる場合、その意思決定は尊重されねばならず、かつ患者は法律上の権限を有する代理人に対する情報の開示を禁止する権利を有する。

c. 患者の代理人で法律上の権限を有する者、あるいは患者から権限を与えられた者が、医師の立場から見て、患者の最善の利益となる治療を禁止する場合、医師はその決定に対して、関係する法的あるいはその他慣例に基づき、異議を申し立てるべきである。救急を要する場合、医師は患者の最善の利益に即して行動することを要する。

6. 患者の意思に反する処置

患者の意思に反する診断上の処置あるいは治療は、特別に法律が認めるか医の倫理の諸原則に合致する場合には、例外的な事例としてのみ行うことができる。

7. 情報に対する権利

a. 患者は、いかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受ける権利を有し、また症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。しかしながら、患者の記録に含まれる第三者についての機密情報は、その者の同意なくしては患者に与えてはならない。

b. 例外的に、情報が患者自身の生命あるいは健康に著しい危険をもたらす恐れがあると信ずるべき十分な理由がある場合は、その情報を患者に対して与えなくともよい。

- c. 情報は、その患者の文化に適した方法で、かつ患者が理解できる方法で与えられなければならない。
 - d. 患者は、他人の生命の保護に必要とされていない場合に限り、その明確な要求に基づき情報を知らされない権利を有する。
 - e. 患者は、必要があれば自分に代わって情報を受ける人を選択する権利を有する。
8. 守秘義務に対する権利
- a. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療について個人を特定しうるあらゆる情報、ならびにその他個人のすべての情報は、患者の死後も秘密が守られなければならない。ただし、患者の子孫には、自らの健康上のリスクに関わる情報を得る権利もありうる。
 - b. 秘密情報は、患者が明確な同意を与えるか、あるいは法律に明確に規定されている場合に限り開示することができる。情報は、患者が明らかに同意を与えていない場合は、厳密に「知る必要性」に基づいてのみ、他の医療提供者に開示することができる。
 - c. 個人を特定しうるあらゆる患者のデータは保護されねばならない。データの保護のために、その保管形態は適切になされなければならない。個人を特定しうるデータが導き出せるようなその人の人体を形成する物質も同様に保護されねばならない。
9. 健康教育を受ける権利
- すべての人は、個人の健康と保健サービスの利用について、情報を与えられたうえでの選択が可能となるような健康教育を受ける権利がある。この教育には、健康的なライフスタイルや、疾病の予防および早期発見についての手法に関する情報が含まれていなければならない。健康に対するすべての人の自己責任が強調されるべきである。医師は教育的努力に積極的に関わっていく義務がある。
10. 尊厳に対する権利
- a. 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されるものとする。
 - b. 患者は、最新の医学知識に基づき苦痛を緩和される権利を有する。
 - c. 患者は、人間的な終末期ケアを受ける権利を有し、またできる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利を有する。
11. 宗教的支援に対する権利
- 患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないかを決める権利を有する。

初期研修医 臨床講義

■ ヘルシンキ宣言 人間を対象とする医学研究の倫理的原則

(日本医師会 HP より--- <http://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>)

1964 年 6 月 第 18 回 WMA 総会(ヘルシンキ、フィンランド)で採択

1975 年 10 月 第 29 回 WMA 総会(東京、日本)で修正

1983 年 10 月 第 35 回 WMA 総会(ベニス、イタリア)で修正

1989 年 9 月 第 41 回 WMA 総会(九龍、香港)で修正

1996 年 10 月 第 48 回 WMA 総会(サマーセットウェスト、南アフリカ)で修正

2000 年 10 月 第 52 回 WMA 総会(エジンバラ、スコットランド)で修正

2002 年 10 月 WMA ワシントン総会(アメリカ合衆国)で修正(第 29 項目明確化のため注釈追加)

2004 年 10 月 WMA 東京総会(日本)で修正(第 30 項目明確化のため注釈追加)

2008 年 10 月 WMA ソウル総会(韓国)で修正

2013 年 10 月 WMA フォルタレザ総会(ブラジル)で修正

序文

1. 世界医師会(WMA)は、特定できる人間由来の試料およびデータの研究を含む、人間を対象とする医学研究の倫理的原則の文書としてヘルシンキ宣言を改訂してきた。本宣言は全体として解釈されることを意図したものであり、各項目は他のすべての関連項目を考慮に入れて適用されるべきである。
2. WMA の使命の一環として、本宣言は主に医師に対して表明されたものである。WMA は人間を対象とする医学研究に関与する医師以外の人々に対してもこれらの諸原則の採用を推奨する。

一般原則

3. WMA ジュネーブ宣言は、「私の患者の健康を私の第一の関心事とする」ことを医師に義務づけ、また医の国際倫理綱領は、「医師は、医療の提供に際して、患者の最善の利益のために行動すべきである」と宣言している。
4. 医学研究の対象とされる人々を含め、患者の健康、福利、権利を向上させ守ることは医師の責務である。医師の知識と良心はこの責務達成のために捧げられる。
5. 医学の進歩は人間を対象とする諸試験を要する研究に根本的に基づくものである。
6. 人間を対象とする医学研究の第一の目的は、疾病の原因、発症および影響を理解し、予防、診断ならびに治療(手法、手順、処置)を改善することである。最善と証明された治療であっても、安全性、有効性、効率性、利用可能性および質に関する研究を通じて継続的に評価されなければならない。
7. 医学研究はすべての被験者に対する配慮を推進かつ保証し、その健康と権利を擁護するための倫理基準に従わなければならない。

8. 医学研究の主な目的は新しい知識を得ることであるが、この目標は個々の被験者の権利および利益に優先することがあってはならない。
9. 被験者の生命、健康、尊厳、全体性、自己決定権、プライバシーおよび個人情報の秘密を守るとは医学研究に関与する医師の責務である。被験者の保護責任は常に医師またはその他の医療専門職にあり、被験者が同意を与えた場合でも、決してその被験者に移ることはない。
10. 医師は、適用される国際的規範および基準はもとより人間を対象とする研究に関する自国の倫理、法律、規制上の規範ならびに基準を考慮しなければならない。国内的または国際的倫理、法律、規制上の要請がこの宣言に示されている被験者の保護を減じあるいは排除してはならない。
11. 医学研究は、環境に害を及ぼす可能性を最小限にするよう実施されなければならない。
12. 人間を対象とする医学研究は、適切な倫理的および科学的な教育と訓練を受けた有資格者によってのみ行われなければならない。患者あるいは健康なボランティアを対象とする研究は、能力と十分な資格を有する医師またはその他の医療専門職の監督を必要とする。
13. 医学研究から除外されたグループには研究参加への機会が適切に提供されるべきである。
14. 臨床研究を行う医師は、研究が予防、診断または治療する価値があるとして正当化できる範囲内にあり、かつその研究への参加が被験者としての患者の健康に悪影響を及ぼさないことを確信する十分な理由がある場合に限り、その患者を研究に参加させるべきである。
15. 研究参加の結果として損害を受けた被験者に対する適切な補償と治療が保証されなければならない。

リスク、負担、利益

16. 医療および医学研究においてはほとんどの治療にリスクと負担が伴う。人間を対象とする医学研究は、その目的の重要性が被験者のリスクおよび負担を上まわる場合に限り行うことができる。
17. 人間を対象とするすべての医学研究は、研究の対象となる個人とグループに対する予想し得るリスクおよび負担と被験者およびその研究によって影響を受けるその他の個人またはグループに対する予見可能な利益とを比較して、慎重な評価を先行させなければならない。リスクを最小化させるための措置が講じられなければならない。リスクは研究者によって継続的に監視、評価、文書化されるべきである。
18. リスクが適切に評価されかつそのリスクを十分に管理できるとの確信を持ってない限り、医師は人間を対象とする研究に関与してはならない。潜在的な利益よりもリスクが高いと判断される場合または明確な成果の確証が得られた場合、医師は研究を継続、変更あるいは直ちに中止すべきかを判断しなければならない。

社会的弱者グループおよび個人

19. あるグループおよび個人は特に社会的な弱者であり不適切な扱いを受けたり副次的な被害を受けやすい。すべての社会的弱者グループおよび個人は個別の状況を考慮したうえで保護を受けるべきである。
20. 研究がそのグループの健康上の必要性または優先事項に応えるものであり、かつその研究が社会的弱者でないグループを対象として実施できない場合に限り、社会的弱者グループを対象とする医学研究は正当化される。さらに、そのグループは研究から得られた知識、実践または治療からの恩恵を受けるべきである。

科学的要件と研究計画書

21. 人間を対象とする医学研究は、科学的文献の十分な知識、その他関連する情報源および適切な研究室での実験ならびに必要な応じた動物実験に基づき、一般に認知された科学的諸原則に従わなければならない。研究に使用される動物の福祉は尊重されなければならない。
22. 人間を対象とする各研究の計画と実施内容は、研究計画書に明示され正当化されていなければならない。研究計画書には関連する倫理的配慮について明記され、また本宣言の原則がどのように取り入れられてきたかを示すべきである。計画書は、資金提供、スポンサー、研究組織との関わり、起こり得る利益相反、被験者に対する報奨ならびに研究参加の結果として損害を受けた被験者の治療および／または補償の条項に関する情報を含むべきである。臨床試験の場合、この計画書には研究終了後条項についての必要な取り決めも記載されなければならない。

研究倫理委員会

23. 研究計画書は、検討、意見、指導および承認を得るため研究開始前に関連する研究倫理委員会に提出されなければならない。この委員会は、その機能において透明性がなければならず、研究者、スポンサーおよびその他いかなる不適切な影響も受けず適切に運営されなければならない。委員会は、適用される国際的規範および基準はもとより、研究が実施される国または複数の国の法律と規制も考慮しなければならない。しかし、そのために本宣言が示す被験者に対する保護を減じあるいは排除することを許してはならない。研究倫理委員会は、進行中の研究をモニターする権利を持たなければならない。研究者は、委員会に対してモニタリング情報とくに重篤な有害事象に関する情報を提供しなければならない。委員会の審議と承認を得ずに計画書を修正してはならない。研究終了後、研究者は研究知見と結論の要約を含む最終報告書を委員会に提出しなければならない。

プライバシーと秘密保持

24. 被験者のプライバシーおよび個人情報の秘密保持を厳守するためあらゆる予防策を講じなければならない。

インフォームド・コンセント

25. 医学研究の被験者としてインフォームド・コンセントを与える能力がある個人の参加は自発的でなければならない。家族または地域社会のリーダーに助言を求めることが適切な場合もあるが、インフォームド・コンセントを与える能力がある個人を本人の自主的な承諾なしに研究に参加させてはならない。
26. インフォームド・コンセントを与える能力がある人間を対象とする医学研究において、それぞれの被験者候補は、目的、方法、資金源、起こり得る利益相反、研究者の施設内での所属、研究から期待される利益と予測されるリスクならびに起こり得る不快感、研究終了後条項、その他研究に関するすべての面について十分に説明されなければならない。被験者候補は、いつでも不利益を受けることなしに研究参加を拒否する権利または参加の同意を撤回する権利があることを知らされなければならない。個々の被験者候補の具体的情報の必要性のみならずその情報の伝達方法についても特別な配慮をしなければならない。被験者候補がその情報を理解したことを確認したうえで、医師またはその他ふさわしい有資格者は被験者候補の自主的なインフォームド・コンセントをできれば書面で求めなければならない。同意が書面で表明されない場合、その書面によらない同意は立会人のもとで正式に文書化されなければならない。医学研究のすべての被験者は、研究の全体

的成果について報告を受ける権利を与えられるべきである。

27. 研究参加へのインフォームド・コンセントを求める場合、医師は、被験者候補が医師に依存した関係にあるかまたは同意を強要されているおそれがあるかについて特別な注意を払わなければならない。そのような状況下では、インフォームド・コンセントはこうした関係とは完全に独立したふさわしい有資格者によって 求められなければならない。
28. インフォームド・コンセントを与える能力がない被験者候補のために、医師は、法的代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。これらの人々は、被験者候補に代表されるグループの健康増進を試みるための研究、インフォームド・コンセントを与える能力がある人々では代替して行うことができない研究、そして最小限のリスクと負担のみ伴う研究以外には、被験者候補の利益になる可能性のないような研究対象に含まれてはならない。
29. インフォームド・コンセントを与える能力がないと思われる被験者候補が研究参加についての決定に賛意を表することができる場合、医師は法的代理人からの同意に加えて本人の賛意を求めなければならない。被験者候補の不賛意は、尊重されるべきである。
30. 例えば、意識不明の患者のように、肉体的、精神的にインフォームド・コンセント を与える能力がない被験者を対象とした研究は、インフォームド・コンセントを与えることを妨げる肉体的・精神的状態がその研究対象グループに固有の症状となっている場合に限って行うことができる。このような状況では、医師は法的代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。そのような代理人が得られず研究延期もできない場合、この研究はインフォームド・コンセントを与えられない状態にある被験者を対象とする特別な理由が研究計画書で述べられ、研究倫理委員会で承認されていることを条件として、インフォームド・コンセントなしに開始することができる。研究に引き続き留まる同意はできるかぎり早く被験者または法的代理人から取得しなければならない。
31. 医師は、治療のどの部分が研究に関連しているかを患者に十分に説明しなければならない。患者の研究への参加拒否または研究離脱の決定が患者・医師関係に決して悪影響を及ぼしてはならない。
32. バイオバンクまたは類似の貯蔵場所に保管されている試料やデータに関する研究など、個人の特定が可能な人間由来の試料またはデータを使用する医学研究のためには、医師は収集・保存および/または再利用に対するインフォームド・コンセントを求めなければならない。このような研究に関しては、同意を得ることが不可能か実行できない例外的な場合があり得る。このような状況では研究倫理委員会の審議と承認を得た後に限り研究が行われ得る。

プラセボの使用

33. 新しい治療の利益、リスク、負担および有効性は、以下の場合を除き、最善と証明されている治療と比較考量されなければならない：証明された治療が存在しない場合、プラセボの使用または無治療が認められる；あるいは、説得力があり科学的に健全な方法論的理由に基づき、最善と証明されたものより効果が劣る治療、プラセボの使用または無治療が、その治療の有効性あるいは安全性を決定するために必要な場合、そして、最善と証明されたものより効果が劣る治療、プラセボの使用または無治療の患者が、最善と証明された治療を受けなかった結果として重篤または回復不能な損害の付加的リスクを被ることがないと予想される場合。この選択肢の乱用を避けるため徹

底した配慮がなされなければならない。

研究終了後条項

34. 臨床試験の前に、スポンサー、研究者および主催国政府は、試験の中で有益であると証明された治療を未だ必要とするあらゆる研究参加者のために試験終了後のアクセスに関する条項を策定すべきである。また、この情報はインフォームド・コンセントの手続きの間に研究参加者に開示されなければならない。

研究登録と結果の刊行および普及

35. 人間を対象とするすべての研究は、最初の被験者を募集する前に一般的にアクセス可能なデータベースに登録されなければならない。
36. すべての研究者、著者、スポンサー、編集者および発行者は、研究結果の刊行と普及に倫理的責務を負っている。研究者は、人間を対象とする研究の結果を一般的に公表する義務を有し報告書の完全性と正確性に説明責任を負う。すべての当事者は、倫理的報告に関する容認されたガイドラインを遵守すべきである。否定的結果および結論に達しない結果も肯定的結果と同様に、刊行または他の方法で公表されなければならない。資金源、組織との関わりおよび利益相反が、刊行物の中には明示されなければならない。この宣言の原則に反する研究報告は、刊行のために受理されるべきではない。

臨床診療における未実証の治療

37. 個々の患者の処置において証明された治療が存在しないかまたはその他の既知の治療が有効でなかった場合、患者または法的代理人からのインフォームド・コンセントがあり、専門家の助言を求めたうえ、医師の判断において、その治療で生命を救う、健康を回復するまたは苦痛を緩和する望みがあるのであれば、証明されていない治療を実施することができる。この治療は、引き続き安全性と有効性を評価するために計画された研究の対象とされるべきである。すべての事例において新しい情報は記録され、適切な場合には公表されなければならない

評価票関係

(研修医が評価を行うもの)

1. 診療科及び指導医に関するアンケート（診療科・指導医）
評価時期：各ローテーション終了時
2. 診療科及び指導医に関するアンケート（指導者）
評価時期：年1回（年度末）
3. 診療科及び指導医に関するアンケート（研修プログラム全般）
評価時期：年1回（年度末）
4. 360度評価 自己評価シート
評価時期：年2回

※次ページに評価票のサンプルを掲載しています。

評価票の用紙については、評価時期に研修課から配布します。

★研修医が行う評価票★

					研修医⇒診療科・指導医				
診療科及び指導医に関するアンケート（診療科・指導医）									
研修医氏名				研修診療科					
研修期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
指導を担当した主な指導医									
・研修内容の改善、指導医の指導力向上のため、評価をお願いします。									
1. 研修分野・診療科					とても 良い	良い	やや 悪い	悪い	
1.研修内容に対して満足していますか。					4	3	2	1	
2.指導体制（目標、プログラムに沿った研修内容など）は良かったですか。					4	3	2	1	
3.参加必須研修等への出席やチーム医療への参加への配慮がありましたか。					4	3	2	1	
4.研修中に適切な評価（フィードバック）を受けられましたか。					4	3	2	1	
5.業務の過重や当直明けなど勤務状況への配慮が受けられましたか。					4	3	2	1	
6.上記の評価についての理由・コメント等									
2. 指導医					とても 良い	良い	やや 悪い	悪い	
1.指導医の指導方法は良かったですか。					4	3	2	1	
2.指導体制（目標、プログラムに沿った研修内容など）は良かったですか。					4	3	2	1	
3.知識に関する指導内容・指導方法は十分でしたか。					4	3	2	1	
4.手技に関する指導内容・指導方法は十分でしたか。					4	3	2	1	
5.患者・家族対応に関する指導内容・指導方法は十分でしたか。					4	3	2	1	
6.研修中に適切な評価（フィードバック）を受けられましたか。					4	3	2	1	
7.上記の評価についての理由・コメント等									

★研修医が行う評価票★

						研修医⇒指導者			
診療科及び指導医に関するアンケート（指導者）									
研修医氏名		評価日		令和 年 月 日					
・指導者の指導力向上のため、各指導部署への評価をお願いします。									
指導部署						とても 良い	良い	やや 悪い	悪い
1. 看護部（外来）		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
2. 看護部（病棟）		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
3. 看護部（救急外来・手術室）		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
4. 薬剤部		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
5. 検査部		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
6. 放射線科		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
7. 臨床工学課		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									
8. リハビリテーション課		・研修内容		4	3	2	1		
		・指導方法		4	3	2	1		
（評価理由・コメント等）									

★研修医が行う評価票★

研修医⇒研修施設・プログラム						
診療科及び指導医に関するアンケート（研修プログラム全般）						
研修医氏名		評価日	令和	年 月 日		
・研修プログラムをより良いものにするため、評価をお願いします。						
1. 研修プログラム全般について			とても 良い	良い	やや 悪い	悪い
1. 研修理念・基本方針は適切でしたか。			4	3	2	1
2. 指導管理体制は適切でしたか。			4	3	2	1
3. 研修開始時のオリエンテーションは十分でしたか。			4	3	2	1
4. 研修機会（勉強会、カンファレンス、チーム医療など）は十分でしたか。			4	3	2	1
5. 研修目標は適切でしたか。			4	3	2	1
6. 評価方法は適切でしたか。			4	3	2	1
7. 研修医の処遇は適切でしたか。			4	3	2	1
8. 上記の評価についての理由・コメント等						
2. 研修施設（外部施設）						
外部研修施設名①（ ）			とても 良い	良い	やや 悪い	悪い
1. 研修内容に対して満足していますか。			4	3	2	1
2. 指導体制（目標、研修方法など）は良かったですか。			4	3	2	1
3. 研修中に適切な評価（フィードバック）を受けられましたか。			4	3	2	1
4. 上記の評価についての理由・コメント等						
外部研修施設名②（ ）			とても 良い	良い	やや 悪い	悪い
1. 研修内容に対して満足していますか。			4	3	2	1
2. 指導体制（目標、研修方法など）は良かったですか。			4	3	2	1
3. 研修中に適切な評価（フィードバック）を受けられましたか。			4	3	2	1
4. 上記の評価についての理由・コメント等						

★研修医が行う評価票★

360度評価 自己評価シート

〇年目研修医

〇月～〇月について、関わりのある職員の方に360度評価を依頼しております。
 他職種の方々と同じ下記評価内容について、自己評価をお願いいたします。
 自己評価も踏まえたうえで、フィードバックをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
 また、ご意見ご質問等ございましたら、研修課（内線610）までご連絡ください。

令和 年 月 日（ ）までに研修課までご提出ください。

お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。



	十分できている	概ねできている	ふつう	あまりできていない	全くできていない
1 あいさつ					
2 コミュニケーショ					
3 協調性					
4 気配り					
5 規律性					

◎ コメント（自分自身で気づいた良い点や改善点、その他なんでも結構ですのでお書きください）

評価票関係

(研修医が評価を受けるもの)

1. 臨床研修の目標の達成度判定票
評価時期：修了判定前
2. 患者参加の評価
評価時期：各ローテーション終了時
3. 360度評価
評価時期：年2回

※次ページに評価票のサンプルを掲載しています。

評価票の用紙については、評価時期に研修課から配布します。

★研修医が評価を受ける評価票★

臨床研修の目標の達成度判定票

研修医氏名：_____

A. 医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)		
到達目標	達成状況: 既達/未達	備考
1. 社会的使命と公衆衛生への寄与	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
2. 利他的な態度	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
3. 人間性の尊重	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
4. 自らを高める姿勢	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
B. 資質・能力		
到達目標	既達/未達	備考
1. 医学・医療における倫理性	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
2. 医学知識と問題対応能力	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
3. 診療技能と患者ケア	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
4. コミュニケーション能力	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
5. チーム医療の実践	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
6. 医療の質と安全の管理	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
7. 社会における医療の実践	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
8. 科学的探究	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
C. 基本的診療業務		
到達目標	既達/未達	備考
1. 一般外来診療	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
2. 病棟診療	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
3. 初期救急対応	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
4. 地域医療	<input type="checkbox"/> 既 <input type="checkbox"/> 未	
臨床研修の目標の達成状況		<input type="checkbox"/> 既達 <input type="checkbox"/> 未達
(臨床研修の目標の達成に必要な条件等)		

令和 年 月 日

高槻赤十字病院臨床研修プログラム・プログラム責任者

玉田 尚 (印)

★研修医が評価を受ける評価票★

【患者さん用】				
研修医 評価票				
<p>本院では、優れた医師を育成する一環として、患者さんから見た「研修医の評価」をお願いしております。つきましては、下記のアンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。ご記入が終わりましたら、看護師長もしくは看護師へお渡しいただきますようお願いいたします。</p>				
研修医氏名 :				
該当する数字に○を記載してください。				
設問	評価			
	とても悪かった	悪かった	良かった	とても良かった
1. マナーや態度はよかったですか？ (服装、言葉、整容、丁寧さ、温かさ、熱意など)	1	2	3	4
2. あなたの話をよく聞いてくれましたか？	1	2	3	4
3. 病気や検査、治療についての説明はわかりやすかったですか？	1	2	3	4
4. わかりやすい言葉で話されましたか？	1	2	3	4
5. その他、印象に残ったことがあればご記入ください。(自由記載欄)				
ご協力ありがとうございました。				
(病院記載欄)				
アンケート実施日	令和	年	月	日
診療科名				
指導医名				
指導医コメント				

★研修医が評価を受ける評価票★

360度評価 評価シート		評価部署名： _____
＜評価対象研修医師＞		写真
2年目研修医師		
◎ コメント（良い点や改善したほうが良い点、その他気づいた点等、様々なご意見をお書きください）		
★裏面の評価もお願いいたします		

	大変良い	良い	ふつう	改善必要	評価なし
あいさつ					
コミュニケーション					
協調性					
気配り					
規律性					

例規類集

高槻赤十字病院 臨床研修規程

（目的）

第1条 この規程は、基幹型臨床研修病院である高槻赤十字病院（以下、「病院」）において病院の理念・基本方針をもとに、臨床研修（以下、「研修」）を実践するために必要な要項を定めたものである。

（臨床研修病院としての役割・理念・基本方針）

第2条 臨床研修病院としての役割・理念・基本方針を下記のとおり定める。

（1） 臨床研修病院としての役割

当院は、臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であり、地域における中核病院として質の高い医療を周辺住民に提供するとともに、広く社会の医療福祉に貢献できる人材を育成します。

（2） 研修の理念

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず医学、医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリケアの基本的な診断能力（態度、技能、知識）を身につける。

（3） 基本方針

- ア 患者・家族の価値観や考えを尊重し、患者にとって最善の医療を行う。
- イ 多職種による協働の重要性を理解し、チーム医療に積極的に参加する。
- ウ 医療人としての社会的役割を理解し、地域医療連携に貢献する。
- エ 専門医となる素地として、プライマリケアに必要な基本的知識・技術を習得する。
- オ 最新の知識・技術を習得するために、常に研鑽する姿勢を自らのものとする。

（所管部署）

第3条 研修に関する事務並びに実務全般の統括は、教育研修推進室及び研修課の担当とする。

（臨床研修医の資格）

第4条 病院において研修を受ける者は、医師法第16条の2第1項に準拠し、医師国家試験に合格し、医師免許を有する者でなければならない。

（臨床研修医の応募・採用）

第5条 応募の際は、研修希望者は下記の書類を所定の期日までに病院の研修課に提出しなければならない。

履歴書・願書（病院規定の書式）・成績証明書・卒業証明書または卒業見込み証明書・医師免許証の写し（医師国家試験合格後1年未満の者）

2. 採用

- (1) 院長は、書類審査・筆記試験・面接による選考結果および医師研修マッチングの結果を受け、研修医の採用を決定し受験者に通知する。
- (2) 研修医として採用を内定された者は、誓約書他、必要書類を所定の期日までに院長に提出しなければならない。

(臨床研修医の身分・処遇)

第6条 研修医の身分

- (1) 研修医の身分は常勤嘱託職員とし、期間は 2 年間とする。
- (2) 研修期間は教育授与の期間とする。
- (3) 前項の教育授与は勤務とする。
- (4) 研修期間中の就業は、病院の嘱託・臨時職員及びパートタイマー就業規則に準ずるものとし、また臨床研修協力施設の研修においても同様とする。

2 研修医の処遇

- (1) 給与
1年次 月額 300,000 円、2年次 月額 330,000 円
- (2) 賞与
1年次 夏期 100,000 円 冬期 200,000 円
2年次 夏期 200,000 円 冬期 350,000 円
- (3) 諸手当
ア 時間外手当、特殊勤務手当は対象者へ支給する
イ 通勤手当 当院規程により上限月 55,000 円を対象者へ支給する
ウ 住居手当 当院規程により上限月 28,500 円を対象者へ支給する
- (4) 所定勤務時間
午前 8 時 40 分から午後 5 時 10 分(実働 7 時間 45 分、休憩 45 分間)、実労働 1 週 38 時間 45 分とする。
- (5) 休暇
ア 研修期間中に、休養、研修、私用のため休暇を取得することができる。
イ 年次有給休暇及び特別有給休暇については、病院の嘱託・臨時職員及びパートタイマー就業規則の定めるところによる。
ウ 当院各診療科ローテーション研修中は各診療科所属長の、地域研修中はその研修実施責任者の承認に基づいて、プログラム責任者が休暇を許諾する。
- (6) 宿舍
女性については、病院女性職員宿舍「紫明寮」を利用することができる。
個人で賃貸契約をしている場合は住宅手当を支給する。
- (7) 社会保険

公的医療保険：日本赤十字社健康保険組合

公的年金保険：厚生年金

(8) 労働保険

労働者災害補償保険法による。

(9) 健康管理

ア 労働安全衛生法に基づき義務付けられている定期健康診断（年2回）を受ける。

イ 病院が必要と認める検査、予防接種を受ける。

ウ 労働安全衛生法に基づき義務付けられているストレスチェック（年1回）を受ける。

(10) 医師賠償責任保険

病院として賠償責任保険に加入 ※個人加入は任意

(11) 外部研修活動（学会、研究会等）

院長が認めた学会において演題発表する者を対象として、1年度につき2回を限度とし3万円を上限に旅費を支給する。但し、日当、参加費、研修会費等は支給しない。

(12) 兼業

医師法第16条の2・3、また臨床研修に関する省令により、アルバイトは禁止とする。

(13) 2年間の研修終了後には研修修了者の希望に基づき、各科部長、院長の承認を得て、専攻医（後期研修医）として採用するシステムを有する。

（臨床研修の指導、評価）

第7条 医師としての基盤形成の時期に医師としての資質向上を図るため、下記の事項を規定する。

(1) 研修には、臨床研修協力施設を含むすべての病院職員が参画する。

(2) 研修を行うにあたり、医療安全が最優先である。

(3) 指導医には指導体制を充実させ、研修医の身分を保証し、労働条件の改善に努め、研修の効率を高める。

(4) 指導医及び指導者は、行動目標、経験目標の達成状況を把握し、研修目標を完遂させるべく形成的評価に基づき指導する。

(5) 研修医の医療行為には、指導医が指示・監督し、その監督責任を負う。

(6) 当院は、第三者による評価を受け、検証を行うことにより、臨床研修病院としての更なる質の向上に努める。

（臨床研修の方法）

第8条 臨床研修内容は、当院の臨床研修プログラムによる。

2 選択科目の選択および期間は年度開始前に決定し、研修運営委員会の承認を得る。

3 実務については、高槻赤十字病院臨床研修医実務規程に定める。

4 研修医は次に掲げる各実習、講義などに主体的に参加しなければならない。

(1) 研修医オリエンテーション

(2) 感染対策、予防医療、虐待への対応、社会復帰支援、緩和ケア、アドバンス・ケア・プランニングの研修

- (3) 医療法施行規則第 1 条の 11 に基づく研修会
(医療安全研修会・院内感染防止研修会・臨床倫理研修会)
- (4) 病理検討会 (CPC)
- (5) 精神科リエゾンチーム、剖検の説明・立会い、保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みの研修
- (6) 研修医対象のミニレクチャー・レジデント勉強会
- (7) 基本的臨床能力評価試験
- (8) 学会発表
- (9) 各診療科で行われるカンファレンス、抄読会、研究会、勉強会など

(臨床研修医の夜間・休日の救急当直)

第9条 研修医は、勤務医・上級医の指導のもと夜間・休日の救急当直を行う。

(臨床研修プログラム)

第10条 当院の臨床研修プログラムは、医師法第 16 条の 2 第 1 項に準拠した臨床研修プログラムを有する。プログラム内容については、別に定める。

(臨床研修プログラム責任者および実施者)

第11条 臨床研修プログラムを統括するプログラム責任者を置く。

- 2 プログラム責任者は、院長により任命され、プログラム責任者養成講習会の受講を要する。
- 3 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案、調整、実施管理、研修医の研修状況の把握および評価、助言、指導を行う。当院の研修医、指導医の責任者として、円滑な臨床研修を統括する。
- 4 プログラム責任者は、必要に応じプログラム責任者の業務を補佐する副プログラム責任者を置くことができる。

(臨床研修指導医及び、指導者)

第12条 研修医の臨床指導を行うため、各診療科においては臨床研修指導医（以下「指導医」という）、各部門においては臨床研修指導者（以下「指導者」という）を置く。

- (1) 指導医は、7 年以上の臨床経験のある医師で、原則として厚生労働省認定の臨床研修指導医講習会を修了する者とする。
- (2) プログラム責任者を補佐し、主に所属診療科内での研修期間中、院内指導医および臨床研修指導者の協力を得て、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握しながら研修プログラムに基づき研修医に対する教育指導および、臨床研修指導者の監督にあたる。
- (3) 指導医は、研修医のローテート終了時に病歴要約の評価を行い、EPOC2を用いて研修医に対する評価票を教育研修推進室へ報告する。
- (4) 指導医は、研修医、臨床研修指導者から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきところがあればフィードバックされる。
- (5) 指導者は、医師においては、指導医以外の医師を指す。各診療科責任者が選任する。

看護部においては看護副部長及び病棟、外来師長を、薬剤部・検査部・放射線課・臨床工学技術課・リハビリテーション課においては各課長級以上の職員で推薦を受けた若干名を、院長が任命する。

- (6) 指導者は、プログラム責任者・指導医の指示・委任・監督の下で、業務を通じて研修医の指導・評価を行う。医師においては、指導医が不在の際には、指導医の代わりを務める。
- (7) 2年次研修医は1年次研修医の上級医として指導の役割を担う。
- (8) 看護師長は看護職の立場から、コメディカルについては各専門分野の立場から、研修医に対する教育指導を行なう。
- (9) 指導者（またはその代理者）は、研修医に対する多職種からの評価（360度評価）を1年に2回以上行う。
- (10) 指導者は、研修医、指導医から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきところがあればフィードバックされる。

（指導体制）

第13条 研修医は、指導医及び上級医の監督の下で診察にあたる。

（臨床研修医の評価）

第14条 研修医の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、次により評価を行う。

- (1) 実務研修の方略に規定された、研修期間、臨床研修を行う分野・診療科、経験すべき症候、経験すべき疾病・病態、その他（経験すべき診察法・検査・手技等）の現場における実際の実施状況を、指導医から評価を受ける。
- (2) 到達目標の達成度については、研修分野・診療科のローテーション終了時に研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用いて評価を行い、それらを用いて、少なくとも半年ごとに研修医に形成的評価フィードバックを行う。
- (3) 2年次終了時の最終的な達成状況については、臨床研修の目標の達成度判定票を用いて総合的評価を行う。
- (4) 360度評価、医師以外からの技術評価にて多職種からの評価を行う。
- (5) 地域からの臨床研修に関する声を聴くため患者さんからの評価、地域救急隊からの評価を行う。
- (6) 講習会等の出席状況の評価を行う。

（研修管理委員会）

第15条 研修を円滑に運営し効果を挙げるために研修管理委員会を設置する。研修管理委員会の運営は研修管理委員会規程により定める。

- 2 研修の修了に関する最終的な評価は、研修管理委員会が行う。
- 3 諮問組織として研修運営委員会を有する。
- 4 研修管理委員会は、年に3回開催する。ただし、研修管理委員長が必要と判断した際は、適宜、開催

する。

(臨床研修の修了)

第 16 条 2 年次終了時に下記修了条件を満たしているかを教育研修推進室で確認した後、研修管理委員会で修了判定を行い、修了した研修医に対して、院長が臨床研修修了証を授与する。

- (1) 研修休止が 90 日（当院において定める休日は含めない）を超えていないこと
- (2) 厚生労働省が定める臨床研修の到達目標に定められている、経験すべき症候（29 症候）、および経験すべき疾病・病態（26 疾病・病態）を全て経験し、病歴要約の確認が指導医によってなされていること、ならびに研修の手引きや EPOC2 の記入について必要事項を満たしていること
- (3) 臨床研修報告会にて発表をおこなうこと
- (4) 臨床研修の目標の達成度判定票においてプログラム責任者により既達と認められること
- (5) 院内 CPC や参加必須の研修会に参加していること

(未修了の判定等)

第 17 条 院長及び研修管理委員会は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならない。

しかし、研修期間の終了に際する評価において、院長が臨床研修を修了したと認めない場合は未修了とする。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提とする。

未修了となる場合は、あらかじめ管轄の近畿厚生局に相談し、未修了と判断した場合は速やかに文書（様式 16）にて通知する。詳細は施行通知に従う。

(臨床研修の中断等)

第 18 条 研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいう。中断は研修管理委員会が評価・勧告した場合と研修医が院長に申し出た場合がある。

- (1) 研修病院の問題で研修プログラムの実施が不可能な場合
- (2) 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・教育によっても改善が不可能な場合
- (3) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により、研修を長期にわたり休止または中止する場合
- (4) その他正当な理由がある場合

2 研修管理委員会からの中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、院長が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとし、研修医の求めに応じて臨床研修中断証（様式 11）を交付し、医療研修中断報告書（様式 12）及び当該中断証の写しを、近畿厚生局宛てに送付する。また、院長は、研修管理委員会へ報告を行う。

尚、臨床研修の中断を行う際には、院長及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医に関する正確な情報を十分に把握するとともに、同一病院で再開予定か、病院を変更して再開予定かについても検討する。

3 臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて臨床研修の再

開を申し込む。再開の申し込みを受けた後、院長は、臨床研修の再開(の受け入れ)に係る履修計画表(様式 13)を近畿厚生局宛てに送付する。

(研修医が行える医療行為・責任・守秘義務等)

- 第 19 条 研修医は、指導医の指示監督の下、別に定める「高槻赤十字病院において、研修医が単独で行って良い処置・処方の基準」(臨床研修プログラムに記載)に基づき診療を行う。
- 2 前項に基づいて実施した研修医の医療行為に伴い生じた事故等の責めは、故意または重過失がない場合に限り総て当院が負う。
 - 3 研修医は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様である(守秘義務)。

(研修中の相談、心のケア)

- 第 20 条 研修中の悩み・相談は教育研修推進室及び産業保健スタッフが窓口となり、相談内容によっては適切な担当部門へとつなげる。
- 2 教育研修推進室及び研修課は、相談を受けるだけでなく、働きかけを行う。
 - 3 指導医、指導者、上級医は研修医の身体的、精神的変化を注意深く観察し、問題を早期発見し教育研修推進室及び研修課に報告する。
 - 4 教育研修推進室及び研修課は、必要に応じ、プログラム責任者、産業医、指導医、臨床心理士からなるサポート体制を起動する。
 - 5 相談内容についての守秘を厳格に運用する。

(地域研修について)

第 21 条 地域研修は、2年次に4週間以上行う。

(表彰)

第 22 条 表彰については別に定める。

(懲戒)

第 23 条 規程内容に違反する行為を行った場合、就業規則に基づいた懲戒処分を付する。

(記録の保管及び研修後調査)

- 第 24 条 研修医に関する以下の記録は紙及び電子媒体で、当該研修医が初期研修を修了し、又は中断した日から5年間保存する。
- (1) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
 - (2) 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
 - (3) 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日
 - (4) 臨床研修を行った臨床研修病院及び研修協力施設の名称
 - (5) 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価

- ① 研修開始前評価（履歴書、受験記録等）
- ② 到達目標の継時的達成状況
- ③ 到達目標の最終的達成状況
- ④ 協力病院の評価、記録等

（6） 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由

- 2 研修記録は、年度・氏名ごとに臨床研修年報に保管する
- 3 EPOC2 による評価記録は、EPOC2 サーバーに保管される

（研修修了者の追跡確認）

第 25 条 臨床研修修了者について勤務先などの連絡先を 2 年に 1 回、研修終了後 10 年を経過するまで追跡調査し、本人の同意を得て「高槻赤十字病院臨床研修修了者名簿」に登録する。名簿は原則非公開とするが、臨床研修に関わる調査や本人のキャリア支援等に有益なもので、本人の同意が得られた項目については、第三者への提供も可能とする。

（改廃）

第 26 条 この規程の改廃は、研修管理委員会における審議を経て、院長が決定する。

（その他）

第 27 条 この規程に定めのない事項については、当院嘱託・臨時職員及びパートタイマー就業規則、医師法およびその他関係法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

高槻赤十字病院研修管理委員会規程

（設置）

第1条 高槻赤十字病院に高槻赤十字病院群における卒後臨床研修を統括し、円滑に実施するため研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- （1）研修実施の統括管理（採用・中断・修了の際の評価等）に関する事。
- （2）研修プログラムの作成・検討及びプログラム相互間の調整に関する事。
- （3）研修医の研修状況とその評価・管理に関する事。
- （4）臨床研修全体の評価に関する事
- （5）プログラム責任者や指導医・指導者への指導・助言に関する事・
- （6）協力型臨床研修病院・臨床研修協力施設との業務の調整、意見交換に関する事。
- （7）その他臨床研修に関する事。

（組織）

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- （1） 病院長
- （2） 副院長
- （3） 各科指導医
- （4） 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- （5） 臨床研修協力施設の研修実施責任者
- （6） 看護部長
- （7） 事務部長
- （8） 薬剤部長
- （9） 検査部技師長
- （10） 本院、協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に所属する医師及び有識者

2 前項第10号の委員は病院長が委嘱する。

（任期）

第4条 前条第1項第8号の委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは副院長がその職務を代行する。

（議事）

- 第6条 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員が会議に出席できないときは、委任状の提出をもって、出席したものとみなす。

（委員以外の者の出席）

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

- 第8条 委員会の事務は研修課において処理する。

（雑則）

- 第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は令和4年4月1日から

高槻赤十字病院研修運営委員会規程

（総則）

第1条 この規定は高槻赤十字病院処務規定第24条及び高槻赤十字病院会議及び委員会運営要項に基づき研修運営委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、次に掲げる各号を目的とする。

- （1） 初期研修医の研修状況の情報共有と研修環境の改善に関する事
- （2） 後期研修医（専攻医）の研修状況の情報共有と研修環境の改善に関する事
- （3） 教育機関に所属する学生の病院実習・病院見学の受入に関する事
- （4） 特定行為研修等の研修に関する事
- （5） その他、研修に関する事

（組織）

第3条 委員会は委員長、幹事、書記及び委員をもって組織する。

- 2 委員は委員長が任命する。
- 3 委員長が不在の時は副委員長がその業務を代行する。
- 4 事務局は研修課の職員をあてる。
- 5 書記は研修課の職員をあてる。

（役割）

第4条 委員及び事務局並びに書記は、次の各号に掲げる役割を担う。

- （1） 委員長は委員会の議事進行を行ない審議内容の可否を諮る。
- （2） 委員は審議内容について議論を行なう。
- （3） 事務局は委員会に付議すべき事項を委員長と調整するとともに委員会で意見を述べる事ができる。また議事録を保管する。
- （4） 書記は委員会に出席し議事を記録する。

（開催）

第5条 委員会は原則月1回第2水曜日に開催する。

- 2 委員長が必要と認められた者及び委員の推薦によって関係職員を出席させてその意見を聴くことができる。
- 3 研修医や研修に関する事で緊急の審議が必要な場合は、委員長の権限で委員を招集することができる。

（成立）

第6条 委員会は開催をもって成立する。

（議決）

第7条 委員会に付議された事項の議決は出席者の過半数をもって成立する。

附則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規定は令和4年4月1日から

高槻赤十字病院 プログラム責任者・臨床研修指導医・指導者 資格規定

1. プログラム責任者

(1) 役割、業務

プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案、調整、実施管理、研修医の研修状況の把握および評価、助言、指導を行う。当院の研修医、指導医の責任者として、円滑な臨床研修を統括する。

(2) 資格

プログラム責任者は、臨床経験と学識を有する医師で部長以上の職位を有し、臨床研修業務に5年以上の経験があり、教育に対して深い情熱と関心を有する者の中から病院長が任命する。

プログラム責任者は、厚生労働省所定の指導医講習会およびプログラム責任者講習会を受講していることを必須とする。

2. 臨床研修指導医

(1) 役割、業務

臨床研修指導医（以下「指導医」）は、プログラム責任者を補佐し、主に所属診療科内での研修期間中、院内指導医および臨床研修指導者の協力を得て、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握しながら研修プログラムに基づき研修医に対する教育指導および、臨床研修指導者の監督にあたる。

指導医は、研修医のローテーション終了時に評価票Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び病歴要約の評価を行い、EPOC2を用いて研修医に対する評価票を教育研修推進室へ報告する。

指導医は、研修医、臨床研修指導者から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきところがあればフィードバックされる。

(2) 資格

指導医は、7年以上の臨床経験を有し、初期研修に必要な技能・知識・態度の指導が可能かつ情熱を有する者から院長が任命する。

指導医は、厚生労働省所定の指導医講習会を受講していることを必須とする。

(3) チューター（メンター）

指導医の中で特に指導力の優れた若干名を、チューターとしてプログラム責任者が選任し、研修医が研修や対人関係等の相談ができる環境を準備することができる。

3. 臨床研修指導者

(1) 役割、業務

臨床研修指導者（以下「指導者」）は、プログラム責任者・指導医の指示・委任・監督の下で、業務を通じて研修医の指導・評価を行う。医師においては、指導医が不在の際には、指導医の代わりに務める。

2年次研修医は1年次研修医の上級医として指導の役割を担う。

看護副部長及び看護師長は看護職の立場から、コメディカルについては各専門分野の立場か

ら、研修医に対する教育指導を行なう。

指導者（またはその代理者）は、研修医に対する多職種の職員からの評価（360度評価）を1年に2回以上行う。

指導者は、研修医、指導医から評価され、研修管理委員会で報告され、改善すべきところがあればフィードバックされる。

（2） 資格

指導者は、医師においては指導医以外の卒後3年目以上の医師を指す。各診療科責任者が選任する。

看護部においては看護副部長及び病棟、外来師長を、薬剤部・検査部・放射線課・臨床工学技術課・リハビリテーション課においては課長級以上の職員で推薦を受けた若干名を、院長が任命する。

4. 研修実施責任者

研修実施責任者は、院長が臨床研修協力病院・施設の管理者またはそれに準ずる者に委嘱し、研修実施責任者として当該病院または当該施設において研修医が研修を行う期間の全体的責任を負う。また、同責任者は教育研修推進室と連携し、研修に関する連絡調整を行う。

附則 この規定は令和4年4月1日より施行する。

高槻赤十字病院 初期臨床研修医 実務規程

この規程は、初期臨床研修医（以下、「研修医」）の実務について、必要な要項を定めたものである。

1. 救急外来

救急外来では限られた時間内で初期診療を行い、緊急度と重症度を判断して専門診療科コンサルトの要否も判断する。一見軽症にみえる患者の中にも重症が含まれ、上級医の指導の下で業務を行う。帰宅させる場合でも、起こり得るリスク、再受診の必要がある兆候について十分検討し、本人・患者家族へ説明する。

研修医単独では判断せず、救急担当医、各科担当医と十分に協議し指導を受けながら診療を行う。

2. 病棟

病棟では時間的制約が比較的少ないが、病態が不安定な患者が多く、慎重な診療が必要である。主治医と一緒に行動し、あるいは指示を受けて、主治医の責任のもと積極的に処置、投薬、指示出し等を行う。通常の診療録記載は初回記録、経過記録、中間、退院サマリを記載するが、そのほかに診療情報提供書、入院診療計画書、死亡診断書など医師として記載すべき書類は上級医の指導のもとで積極的に記載する。ただし、対外的な書類については主治医との連名（研修医/主治医）とする。

記載した書類については、上級医の承認を必要とする。

- (1) 研修医は担当医として患者を担当する。
- (2) 研修医は主治医となることができない。

3. 一般外来

一般外来研修において研修医は、指導医・上級医の指導の下に診療を行う。

- (1) 主に紹介状を持たない初診患者あるいは紹介状を有していても臨床問題や診断が特定されていない初診患者を担当するため、病歴聴取が重要である。特に高齢者については、家族背景、生活環境等の情報を個人情報に配慮しつつ、かつ医学的に必要な情報を得る必要がある。
- (2) 身体所見の診察では、主訴に関係しない部分も含め、要領よくシステムレビューを行う。
- (3) 検査オーダー及び薬の処方の際は、上級医に確認のうえオーダーし、電子カルテに記載する。

4. 外来

慢性疾患の再診患者を研修医が診療する。

5. 手術室

手術室での研修医の業務は、原則として指導医の監督下での執刀医の介助である。しかし、研修医の研修経験期間とその技量に応じて、指導医の監督・責任の下で指導医が妥当と判断した医療行為を行うことができる。

6. 当直（夜間休日）勤務

救急外来において救急患者の初期診療にあたる。また、院内患者の急変に対し初期対応にあたる。

必ず上級医・指導医と行動、あるいは指示を受けて、上級医・指導医の責任のもと積極的に検査、処置、処方、指示を出し診療記録を記載する。勤務中の休息は適宜とり、特に夜間は交代で仮眠をとることで業務負荷が過大とならないようにする。

日当直頻度・日程は研修医自ら決定・調整する。当直開始は、6～7月頃からとし、それまでに、院内で実施されるICLSを受講することで、基本的な救命処置を習得してからの実施とする。

7. 研修医は、指導医または上級医の指導のもとに診療を行う。研修医の医療行為は、「高槻赤十字病院において、研修医が単独で行って良い処置・処方の基準」に定める。

8. 医療記録について

- (1) 診療録の記載方式は POS(Problem Oriented System)とし、記載の書式は原則 SOAP(Subjective、Objective、Assessment of data、Plan)とする。
- (2) 研修医は、治療方針等について指導医に相談のうえ、その旨を電子カルテに記録する。また、指導医から指導を受けた場合もその旨が分かるように記録する。
- (3) 指導医は、毎日研修医の記録した診療録を確認する。必要に応じて指導を行い、その旨を電子カルテに記録する。
- (4) 追記や内容修正が必要な場合には電子カルテに記録する。

9. 指示出しについて

投薬・注射・点滴・検査・処置等、必要な指示については、「指示簿運用マニュアル」に基づき指示を行う。

附 則 この規程は、令和4年4月1日より制定、施行する。

高槻赤十字病院において、研修医が単独で行って良い処置・処方基準

高槻赤十字病院 研修運営委員会

高槻赤十字病院における診療行為のうち、研修医が、指導医の同席なしに単独で行ってよい処置と処方内容の基準を示す。実際の運用に当たっては、個々の研修医の技量はもとより、各診療科・診療部門における実状を踏まえて検討する必要がある。各々の手技については、例え研修医が単独で行ってよいと一般的に考えられるものであっても、施行が困難な場合は無理をせず上級医・指導医に任せる必要がある。

なお、ここに示す基準は通常の診療における基準であって、緊急時はこの限りではない

I. 診 察

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 全身視診、打診、触診 B 簡単な器具を用いた診察（聴診器、打腱器、耳鏡、鼻鏡、間接喉頭鏡、検眼鏡など） ※診察に際しては、組織を損傷しないように十分に注意する	A 内診 B 直腸診

II. 検 査

1. 生理学的検査

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 心電図 B 脳波 C 呼吸機能 D 聴力、平衡機能 E 視野、視力	A 筋電図、神経伝道速度 B 眼球に直接触れる検査

2. 内視鏡検査など

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A 直腸鏡 B 肛門鏡 C 食道鏡 D 胃内視鏡 E 大腸内視鏡 F 気管支鏡 G 喉頭鏡 H 膀胱鏡

3. 画像検査

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと

A超音波	A単純X線撮影 BCT CMRI D血管造影 E核医学検査 F消化管造影 G気管支造影 H脊髄造影
------	--

4. 血管穿刺と採血

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A末梢静脈穿刺と静脈ライン留置 ※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる B動脈穿刺 ※肘窩部では上腕動脈は正中神経に伴走しているため、神経損傷には充分注意する ※動脈ライン留置は単独で行ってはならない ※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる ※小児の場合は指導医と共に行う	A中心静脈穿刺 B動脈ライン留置 C小児の採血 ※特に指導医の許可を得た場合はこの限りではない ※年長の小児はこの限りではない D小児の動脈穿刺

5. 穿 刺

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A皮下の嚢胞 B皮下の膿瘍 C 深部の嚢胞 D 深部の膿瘍 E 胸腔 F 腹腔 G 膀胱 H 腰部硬膜外穿刺 I 腰部くも膜下穿刺 J 針生検 K 関節穿刺 L 骨髄穿刺

6. 産婦人科

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A膣内容採取 Bコルポスコピー C子宮内操作 D羊水穿刺

	E分娩管理 ※外計測モニター装着はこの限りではない
--	------------------------------

7. その他

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
Aアレルギー検査（パッチテスト） B長谷川式認知症検査	A発達テストの解釈 B知能テストの解釈 C心理テストの解釈

Ⅲ. 治療

1. 処置

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
<p>A皮膚消毒・包帯交換 B創傷処置 C外用薬貼付・塗布 D気管内吸引・ネブライザー E酸素投与 F導尿 ※前立腺肥大等の為にカテーテルの挿入が困難な時は無理せず指導医に任せる ※新生児や低出生体重児及び小児では、単独で行ってはならない G浣腸 ※新生児や低出生体重児では単独で行ってはならない ※潰瘍性大腸炎や老人、その他困難な場合は無理せずに指導医に任せる H胃管カテーテル挿入 （経管栄養目的以外のもの） ※患者の状況によっては、胃管の位置はX線で確認する ※新生児や低出生体重児では、単独で行ってはならない ※困難な場合は無理をせずに指導医に任せる I心マッサージ J電氣的除細動 ※一度指導医の監督のもと経験していることが望ましい。 K蘇生処置 ※救命処置は行いながら、コードブルーなどで応</p>	<p>Aギプス ※指導医の許可を得た場合はこの限りではない Bギプスカット ※指導医の許可を得た場合はこの限りではない C胃管挿入（経管栄養目的以外のもの） D気管カニューレ交換 E気管内挿管</p>

援を求めること	
---------	--

2. 注射

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 皮内・皮下・筋肉注射 B 静脈 C 輸血 ※輸血によるアレルギー歴がある場合には無理をせず、指導医に任せる	A 中心静脈（穿刺を伴う場合） B 動脈（穿刺を伴う場合） ※採血ではなく、与薬の場合は単独で行ってはない C 関節内

3. 麻酔

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 局所麻酔 ※アレルギーの既往を問診すること	A 局所麻酔以外の全ての麻酔

4. 外科的処置

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 抜糸 B ドレーン抜去（胸腔・縦隔ドレーンは除く） C 皮下の止血 D 皮下の膿瘍切開・排膿 ※一度指導医の監督のもと経験していることが望ましい。	A 皮膚縫合 ※指導医の許可があった場合はこの限りではない B 深部の止血 ※応急処置を行うのは差し支えない C 深部の膿瘍切開・排膿 D 深部の縫合 E 胸腔・縦隔ドレーン抜去

5. 処方

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
A 一般の内服薬 ※処方内容は指導医と協議し、内容を確認すること。 （A～Cまで同様） B 一般の注射薬 C 理学療法	A 内服薬（抗精神薬） ※指導医の許可があればよい B 内服薬（麻薬） ※麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合は、この限りではない C 内服薬（抗悪性腫瘍薬） ※指導医の許可があればよい D 注射薬（向精神薬） ※指導医の許可があればよい E 注射薬（麻薬） ※麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合は、この限りではない F 注射薬（抗悪性腫瘍薬） ※指導医の許可があればよい

6. 精神科専門療法

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
	A精神療法、電気痙攣法

IV. その他

研修医が単独で行ってよいこと	研修医が単独で行ってはいけないこと
Aインスリン自己注射指導 ※処方内容については予め、指導医のチェックを受ける B血糖自己測定指導	A病状説明 （観血的措置及び手術などの説明を含む） ベッドサイドでの病状に対する簡単な質問に答えるのは、単独で行って差し支えない B診断書・証明書作成 <u>※指導の下作成できるが、署名・捺印はできない。</u> C承諾書作成、退院（外泊）許可 D病理解剖 E病理診断報告

附則 この基準は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

附則 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

高槻赤十字病院臨床研修医の時間外勤務等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高槻赤十字病院の臨床研修医(以下「研修医」という。)の適正な労働時間の観点等から時間外労働について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「研修医」とは、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を高槻赤十字病院で行う医師免許取得後1年目又は2年目の者をいう。

（所定労働時間内・所定労働時間外の研鑽の取扱い）

第3条 所定労働時間内・所定労働時間外の研鑽を以下のように取扱う

（1） 所定労働時間内の研鑽の取扱い

原則、所定労働時間内において、医師等が使用者に指示された勤務場所（院内等）において研鑽を行う場合、当該研鑽に係る時間は労働時間となる。

（2） 所定労働時間外の研鑽の取扱い

原則、所定労働時間外に行う医師等の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、上司の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。他方、当該研修が、上司の明示・黙示の指示により行われるものである場合には、これが所定労働時間外に行われるものであっても、又は診療等の本来業務との直接の関連性なく行われるものであっても、一般的に労働時間に該当するものである。

（時間外労働）

第4条 診療等の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者（以下「上司」という。）からの明示・黙示の指示により行われるものである場合は、時間外手当の対象となる。

（1） 診療に関する業務

- ア 緊急手術、緊急検査、緊急処置
- イ 急患、急変、重症管理
- ウ 麻酔
- エ 病理解剖
- オ 手術当日の術後管理（術者または管理実施者のみ）
- カ 定期手術、予定検査（術者または第一助手のみ）
- キ 診療科で定めた休日当番・回診
- ク 緊急呼出しへの対応
- ケ 勤務時間外に患者または家族の要望で接した時間

（2） 病院長の指示、あるいは所属上長の指示によるもの

（参加が義務付けられている研修、講習、講演会、会議等）

(時間外労働に該当しないもの)

第5条 診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、上司の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、勤務時間外で行う場合であっても、時間外手当に該当しない。

- (1) 一般診療における(担当患者と関係しない診療)新たな知識、技能の習得のための学習
 - ア 診療ガイドラインについての勉強
 - イ 手術や処置等の予習、振り返り
 - ウ 新しい治療法や新薬についての勉強
- (2) 学会、勉強会、院内勉強会、講演会等の活動
 - ア 学会や外部勉強会への参加、発表準備
 - イ 院内勉強会への参加、発表準備
 - ウ 本来業務とは別の臨床研究に係る診療データの整理、症例報告の作成、論文執筆
 - エ 講習会受講等(参加が義務付けられているものを除く)
- (3) 手術・処置等の見学
 - ア 手技を向上させるための手術、処置等の見学
- (4) 診療に直接関係のない個人的なこと
 - ア 読書、資料整理
 - イ 個人都合による院内待機時間等

(労働に該当しない研鑽を行う場合の取扱い)

第6条 労働に該当しない研鑽を行う場合の取扱いとしては、以下のとおりである。

- (1) 原則、医局や病棟で研鑽を行わず、研究室で行うこと
- (2) 原則、白衣を着用せずに行うこととすること。ただし、手術・処置の見学等であって、研鑽の性質上、場所や服装が限定されるためにこのような対応が困難な場合は、当該研鑽を行う医師が診療体制に含まれていないように研修バッジを着用すること

附則

この内規は令和4年4月1日より施行する

高槻赤十字病院 初期研修公募規程

1. 公募

- (1) 当院で臨床研修医（以下、研修医）を募集するプログラムの名称は、高槻赤十字病院臨床研修プログラムである。
- (2) 定員は全国調整と府内調整を元に、研修管理委員会で審議し、決定する。
- (3) 医師臨床研修マッチングシステムに従い、年1回、7・8月頃に募集を行う。
- (4) 応募対象者は当該年度の医師国家試験受験有資格者又は過年度国家試験合格者とする。
- (5) 採用試験日程、必要書類、採用方法は、決定次第、当院ホームページにて公表する。応募者は、提出期限までに当院指定受験申込書（直筆、写真貼付）、卒業見込証明書（新卒）または卒業証明書（既卒）、成績証明書、健康診断書の提出により申し込みを行う。
- (6) 研修医選考委員は、院長、副院長、看護部長、教育研修推進室員（医師）、事務職員とする。
- (7) 評定は、学科試験、面接を実施し、面接においては、以下の点について、評価を行う。
ア 清潔感 イ マナー ウ 視線 エ 表情・声量 オ 理解力
カ 表現力 キ 協調性 ク 成長性 ケ 志望度 コ 定着性
また、当院専攻医への進学希望、地域への定着予想等を考慮して選考する。
- (8) マッチング後、定員に満たない場合及び国家試験合格発表後等に欠員がでた場合は、速やかに二次募集を行い、面接にて採用決定する。

2. 処遇

- (1) 身分は嘱託職員とし、副業やアルバイトは禁止する。
- (2) 給与は、1年次は月額 300,000 円、2年次は月額 330,000 円とする。
- (3) 時間外手当、特殊勤務手当は対象者へ支給する。
- (4) 期末・勤勉手当は、年2回支給する。
- (5) 勤務時間は、平日 8：40～17：10 とする。
- (6) 休暇は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、創立記念日（5月1日）とする。
- (7) 年次有給休暇が1年次6カ月勤務後に10日間、2年次11日間付与される。特別休暇は、嘱託・臨時職員およびパートタイマー就業規則に基づき、結婚、忌服、夏休等が付与される。
- (8) 通勤手当は、当院規程により上限を55,000円とする。
- (9) 住宅手当は、当院規程により上限を28,500円とする。
- (10) 社会保険等は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険を備えている。
- (11) 学会発表時には、1年度につき2回を限度とし3万円を上限に旅費を支給する。
- (12) 職員寮に入寮することができる。（女子寮のみ）
- (13) 専用の研修医医局があり、個人デスク・ロッカーを使用できる。
- (14) 入職時、ユニフォーム（スクラブ上下）を3着支給する。

3. その他

- (1) 問い合わせは、研修課とする。

附則 この規定は令和4年4月1日より施行する

高槻赤十字病院医学教育シミュレータ使用規程

（目的）

第1条 この規程は、高槻赤十字病院シミュレーションルーム（以下「ルーム」という。）の円滑な使用及び管理を図ることを目的とする。

（使用対象者）

第2条 ルームを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 高槻赤十字病院の医療従事者
- （2） 高槻赤十字病院が受入を行っている学生等
- （3） その他病院長から使用を許可された者

（使用時間）

第3条 使用できる時間は、原則として休日を除いた午前8時40分～午後5時10分の間とする。但し、申し出により、時間外・休日においても使用できるものとする。

（使用許可）

第4条 使用にあたっては、原則として先着順とするが、次の各号による場合は、教育研修推進室において審査し、優先使用または調整の上使用を許可できる。但し、時間内に限り、予約をしていない場合でも、事前予約者の使用の障害にならない場合に使用できる。

尚、予約変更・キャンセルは速やかに行うこととする。

- （1） 年度を通して定期的に使用することが決定している場合
- （2） 実習等で事前に使用することが決定している場合

（使用・入退室方法）

第5条 ルームは、次の各号により使用、入退室すること。

- （1） 時間内に使用する場合は、研修課で使用を申し出て、ルームキーを借りる。
- （2） ルームキーは時間内に借り、速やかに返却することを原則とし、使用の都度借りることとする。
- （3） 時間外、休日に限り、時間内にカードキーを返却するまで使用できる。
- （4） 使用者は、必ず「シミュレーションルーム利用表」に使用した消耗品、教材等の必要事項を記入する。

（シミュレータの使用）

第6条 シミュレータ使用にあたって、使用者はシミュレータの使用方法を理解・習熟していることを前提とし、使用者又は実習生が指導者の下に行う場合は、指導者が責任をもって使用する。なお、シミュレータ等をルーム外で使用したい場合は、事前に病院長の承認を受けること。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に設備・備品・用具等を確認する。
- (2) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び設備の保全に努める。
- (3) 使用時間を厳守する。
- (4) 設備・備品・用具等を許可なく改変しない。
- (5) 設備・備品・用具等を破損又は汚損しない。破損又は紛失したときは、直ちに病院長に届け出る
ること。
- (6) 飲食をしない。(セミナー等で、ルーム長が認めた場合を除く。)
- (7) 火気の使用をしない。
- (8) 患者の体液で汚染された物など、感染の恐れのある物の持ち込みはしない。
- (9) 使用済の注射針等の医療材料は、室内の所定の容器に廃棄する。
- (10) 使用が終わったときは、整理、整頓し、設備・備品・用具等を原状に復する。
- (11) 退室する時は、消灯・空調機等の確認を行い、窓を閉め、施錠する。

(使用の取り消し)

第8条 使用者が次の各号に該当した時は、一定期間の使用を禁止するものとし、期間は、教育研修推進
室で審議のうえ教育研修推進室長が決定する。

- (1) 目的に反した使用をした。
- (2) 許可なく設備・備品・用具等を持ち出した。
- (3) 設備・備品・用具等を故意に破損した。
- (4) 管理運営上の支障が生じた。
- (5) その他遵守事項に違反した。

(破損等の措置)

第9条 使用者は、施設、設備等を破損又は紛失したときは速やかに病院長に報告する。

尚、故意又は過失の判断は、教育研修推進室で審議の上、教育研修推進室長が行い処遇について
決定する。

(事故時の責任)

第10条 使用中に事故が生じた責任の所在は、以下のとおりとする。

- (1) 個人使用の場合には、その使用者
- (2) 学生指導中の場合には、指導者及び学生若しくは養成機関
- (3) セミナー等の場合には、その主催者(学外組織等含む。)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。